

(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
番号	補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市の負担率 が決まっている補助金	補助(負担)金額(円)		令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	最適化の方向性	方向性の判断 理由
								① 事業費補助金	ア) 義務的事業補助金	α) ハード事業	A) 奨励団体 (市設立)			廃止	
								② 運営費補助金	イ) 市独補助金	β) ソフト事業	B) その他の 団体			縮小・改善・ 統合	
								③ 元利補給補助金		γ) 混合補助				継続	
								④ その他補助金		※(8)で①を選択 した場合のみ記入	※(8)で①以外 を選択の場合 のみ記入			拡充	
1	消防団員活動補助金 水口方面隊各分団 分団長	647,500	637,000	637,000	5分団、258人で分団、班等の 訓練、研修、軽微な機械整備、団 員割1, 500円 分団均等割り50, 000円	消防団員活動 補助金交付要 綱(内規)	1,282,000	② 運営費 補助金	イ) 市独補 助金		A) 奨励団 体(市設 立)	定額 円／件	危機管理課	拡充	・交付要綱が内規扱いのため、年 度内に要綱として告示することと する。 ・極めて公益的な事業を実施する 団体であり財源を有さないため継 続を妥当とする。
2	消防団員活動補助金 土山方面隊各分団 分団長	426,500	426,500	426,500	4分団、151人で分団、班等の 訓練、研修、軽微な機械整備、団 員割1, 500円 分団均等割り50, 000円	消防団員活動 補助金交付要 綱(内規)	804,000	② 運営費 補助金	イ) 市独補 助金		A) 奨励団 体(市設 立)	定額 円／件	危機管理課	拡充	・交付要綱が内規扱いのため、年 度内に要綱として告示することと する。 ・極めて公益的な事業を実施する 団体であり財源を有さないため継 続を妥当とする。
3	消防団員活動補助金 甲賀方面隊各分団 分団長	542,000	534,500	534,500	4分団、223人で分団、班等の 訓練、研修、軽微な機械整備、団 員割1, 500円 分団均等割り50, 000円	消防団員活動 補助金交付要 綱(内規)	1,092,000	② 運営費 補助金	イ) 市独補 助金		A) 奨励団 体(市設 立)	定額 円／件	危機管理課	拡充	・交付要綱が内規扱いのため、年 度内に要綱として告示することと する。 ・極めて公益的な事業を実施する 団体であり財源を有さないため継 続を妥当とする。
4	消防団員活動補助金 甲南方面隊各分団 分団長	512,500	505,000	505,000	5分団、170人で分団、班等の 訓練、研修、軽微な機械整備、団 員割1, 500円 分団均等割り50, 000円	消防団員活動 補助金交付要 綱(内規)	930,000	② 運営費 補助金	イ) 市独補 助金		A) 奨励団 体(市設 立)	定額 円／件	危機管理課	拡充	・交付要綱が内規扱いのため、年 度内に要綱として告示することと する。 ・極めて公益的な事業を実施する 団体であり財源を有さないため継 続を妥当とする。
5	消防団員活動補助金 信楽方面隊各分団 分団長	598,000	604,000	604,000	5分団、236人で分団、班等の 訓練、研修、軽微な機械整備、団 員割1, 500円 分団均等割り50, 000円	消防団員活動 補助金交付要 綱(内規)	1,194,000	② 運営費 補助金	イ) 市独補 助金		A) 奨励団 体(市設 立)	定額 円／件	危機管理課	拡充	・交付要綱が内規扱いのため、年 度内に要綱として告示することと する。 ・極めて公益的な事業を実施する 団体であり財源を有さないため継 続を妥当とする。
6	消防団員活動補助金 女性消防隊 副隊 長	66,500	63,500	63,500	1隊、9人で分団、班等の訓練、 研修、軽微な機械整備、団員割 1, 500円 分団均等割り50, 000円	消防団員活動 補助金交付要 綱(内規)	86,000	② 運営費 補助金	イ) 市独補 助金		A) 奨励団 体(市設 立)	定額 円／件	危機管理課	拡充	・交付要綱が内規扱いのため、年 度内に要綱として告示することと する。 ・極めて公益的な事業を実施する 団体であり財源を有さないため継 続を妥当とする。

資料 2

(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	資料 2	
番号	補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市の負担率 が決まっている補助金	補助(負担)金額(円)		令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	最適化の方向性	方向性の判断 理由		
								① 事業費補助金	ア)義務的事業補助金	a)ハード事業	A)奨励団体 (市設立)			廃止			
		② 運営費補助金	イ)市独補助金					b)ソフト事業	B)その他の 団体	縮小・改善・ 統合							
		③ 元利補給補助金						c)混合補助		継続							
		④ その他補助金						※(8)で①を選 択の場合のみ 記入	※(8)で①以外 を選択の場合 のみ記入	拡充							
7	自主防災組織強化 補助 自主防災組織	388,000	1,400,000	191,000	自主防災活動 資機材等への補 助 2団体×700, 000円(予算)MAX ※決算は1団体分	甲賀市自主防 災総合補助金 交付要綱	2,100,000	① 事業費 補助金	ア)義務的 事業補助 金	b)ソフト事 業		1)自主防災組織強化補助補助率7／12 上限70千円 2)自主防災育成補助 補助率1／2 消防用活動服等については25万円、啓発誘 導機材等については、5万円	危機管理課	継続	・極めて公益的な事業を実施する 団体であり財源を有さないため継 続を妥当とする。 【対象者:区・自治会、自主防災 会】		
8	家具転倒防止器具 等取付費補助 補助交付対象要件 を満たした世帯の 世帯主	4,307	45,000	0	補助対象者の家具転倒防止器 具等の購入・取付費への補助 3世帯×15, 000円／世帯	甲賀市家具転 倒防止器具等 取付費補助金 交付要綱	15,000	① 事業費 補助金	イ)市独補 助金	b)ソフト事 業		上限15千円	危機管理課	継続	・市民の安全・安心のためには不 可欠な事業であり、防災マップやHP などでも取付を啓発している。 ・補助対象世帯に対する啓発にお いても引き続き実施していく。		
9	防災士育成補助金 防災士資格取得者	481,800	730,000	301,300	防災士資格取得経費への補助 ・防災士研修会開催分(60,920円 ×5人) ・消防団特例(8,000円×10人) ・滋賀県防災士研修会開催分 (11,500円×30人)	甲賀市防災士 資格取得補助 金交付要綱	730,000	① 事業費 補助金	ア)義務的 事業補助 金	b)ソフト事 業		上限7万円	危機管理課	継続	・地域防災を考える上で、消防団と ともに重要なマンパワーである。 ・極めて公益的な事業を実施する 団体等であり取組に関する補助等 はないため、資格取得にかかる初 期費用を補助することは必要と考 え、補助制度継続は妥当と判断す る。		
10	感振ブレーカー取 付費補助 補助金交付対象要 件を満たした世帯 の世帯主	0	60,000	0	補助対象者の感震ブレーカー設 置費に対する補助(3世帯× 20,000円／世帯)	甲賀市感震ブ レーカー設置促 進事業補助金 交付要綱	60,000	① 事業費 補助金	ア)義務的 事業補助 金	b)ソフト事 業		補助率1／2 上限2万円	危機管理課	継続	・市民の安全・安心のためには不 可欠な事業であり、民間業者(電 気工事組合)などにも協力をいた だき啓発を実施している。 ・補助対象世帯に対する啓発にお いても引き続き実施していく。		
11	木造住宅への耐震 シェルター等の普及 事業補助 昭和56年5月31日 以前に着工され、完 成している個人木造 住宅で耐震構造によ り、構造評点0.7未 満と診断されたもの	0	0	0	地震による倒壊から市民を守る ため、生命の安全を守る機能を 有するベッド等を設置するための 補助 1戸あたり30万円を限度に予算 の範囲内で補助。	甲賀市個人木 造住宅への耐 震シェルター等 の普及事業補 助金交付要綱	0	① 事業費 補助金	ア)義務的 事業補助 金	a)ハード事 業		上限30万円	危機管理課	縮小・改 善・統合	・市民の安全・安心のためには不 可欠な事業であると認識している が、十分な啓発ができていないと 言えない。 ・過去5年間は事業実績がなく、市 民ニーズの点で補助制度の必要 性があるか検討が必要である。		
12	甲賀市移住・定住 促進事業補助金交 付要綱	0	600,000	600,000	市内への移住及び定住の促進 並びに中小企業等における人材 不足の解消に資するため、補助 要件を満たす者に対して予算の 範囲内において補助金を交付す る。 ※単身 600千円、 世帯 1, 000千円	甲賀市移住・定 住促進事業補 助金交付要綱	3,000,000	① 事業費 補助金	イ)市独補 助金	b)ソフト事 業		・補助金額は、用途を限らず、単身600千円・ 世帯1,000千円で固定金額を渡しきり ・国1/2、県1/4、市1/4	政策推進課	拡充	・東京一極集中是正を目的とした 補助金であり、国においても年々 制度要件を緩和している。コロナ禍 も踏まえ、今後活用者が増加する 見込みのため。 (県:事業終了年度R7/3/31)		

(1)		(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	資料 2	
番号	補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市の負担率が決まっている補助金	補助(負担)金額(円)		令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	最適化の方向性	方向性の判断 理由			
								① 事業費補助金	ア)義務的 事業補助金	a)ハード事業	A)奨励団体 (市設立)			廃止				
		② 運営費補助金	イ)市独補助金					b)ソフト事業	B)その他の 団体	縮小・改善・ 統合								
		③ 元利補給補助金						c)混合補助		継続								
		④ その他補助金						※(8)で①を選 択の場合のみ 記入	※(8)で①以外 を選択の場合 のみ記入	拡充								
13	甲賀市地域おこし 協力隊起業支援補助金交付要綱	0	0	0	地域おこし協力隊の隊員の起業を支援することにより、本市への定住及び市の活性化を図るため、隊員による起業に要する経費を予算の範囲内で交付する。 ※ 上限額 1, 000千円	甲賀市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱	0	① 事業費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業		補助対象経費：10/10 上限1,000千円	政策推進課	継続	引き続き地域おこし協力隊の地域定着・市の活性化を見込みたいため(地域おこし協力隊の委嘱期間終了時に必要な年度で切り、見直しはしない)			
14	甲賀市結婚新生活支援補助金交付要綱	0	3,773,924	3,773,924	婚姻に伴う新生活を支援することにより、少子化対策を図るため、新規に婚姻した世帯に対して、住居費及び引越費用の一部を予算の範囲内で補助する ※ 上限額 300千円/1世帯	甲賀市結婚新生活支援補助金交付要綱	6,000,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業		・補助対象経費：10/10 ・上限300千円 ・国2/3、市1/3	政策推進課	拡充	内閣府・滋賀県においても強化している補助金で、甲賀市でも強化している少子化対策の一環として予算を令和3年度から倍増させている(県：事業終了年度R5.3.31)			
15	甲賀市(仮称)自治振興会設置モデル事業補助金交付要綱	0	0	0	まちづくりの主役としての役割及び責任を持つ市民が、自ら主体的に取り組む自治振興会の組織づくりのモデル的活動(以下「活動」という。)に交付する	甲賀市(仮称)自治振興会設置モデル事業補助金交付要綱	0	① 事業費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業		補助金額は、前項の補助対象経費のうち15万円を限度とし、算出された額に1, 000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。	市民活動推進課	廃止	・自治振興会設立に向けた補助であり、現在23すべての地域で組織が発足しているため。			
16	自治ハウス整備補助事業	662,000	4,713,000	4,713,000	市内の区、自治会又はその構成する連合会が自主的に建設する自治ハウス等に要する経費に対し、甲賀市補助金等交付規則に基づき予算の範囲内で補助金を交付する。	甲賀市自治ハウス等整備事業補助金交付要綱	2,021,000	① 事業費補助金	ア)義務的 事業補助金	a)ハード事業		補助対象経費の3分の1	市民活動推進課	拡充	近年、屋根・外壁・床・水回り部分等の修繕に対する補助要望が増加している。県自治振興交付金のメニューにも大規模改修が含まれていることから、県の交付条件等を考慮し、大規模改修にかかる規定を定め、補助制度を拡充する必要であると考える。			
17	甲賀市国際交流協会事業補助金 甲賀市国際交流協会 会長 中島教芳	1,487,221	1,558,939	1,558,939	姉妹都市中学生の派遣・受入、市民訪問団の派遣、グローバルセミナー、世界まなびじゅく、日本語指導者養成講座、語学教室、おしゃべりカフェ、災害時多言語支援検討、ともに生きる地域づくり事業等に対する事業を補助する。	甲賀市国際交流協会補助金交付要綱	2,997,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業		予算の範囲内において市長が必要かつ適正と認めた額	市民活動推進課	拡充	多文化共生をさらに推進するための事業の増加が見込まれるため。 ・対象経費を明確にし、委託化を検討する。			
18	甲賀市国際交流協会運営補助金 甲賀市国際交流協会 会長 中島芳教	8,857,650	9,045,000	9,045,000	国際交流協会の運営事業としての人件費、事務経費を補助する。	甲賀市国際交流協会補助金交付要綱	9,045,000	② 運営費補助金	イ)市独補助金		B)その他の団体	予算の範囲内において市長が必要かつ適正と認めた額	市民活動推進課	拡充	市の多文化共生事業を担う団体として、今後、人員増を含めた体制強化を検討しているため。			

(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	資料 2	
番号	補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市の負担率 が決まっている補助金	補助(負担)金額(円)		令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	最適化の方向性	方向性の判断 理由		
								① 事業費補助金	ア) 義務的事业補助金	a) ハード事業	A) 奨励団体 (市設立)			廃止			
								② 運営費補助金	イ) 市独補助金	b) ソフト事業	B) その他の 団体			縮小・改善・ 統合			
								③ 元利補給補助金		c) 混合補助				継続			
		④ その他補助金						※(8)で①を選 択の場合のみ 記入	※(8)で①以外 を選択の場合 のみ記入	拡充							
19	甲賀市地域情報基盤利用促進事業補助金	2,964,000	2,266,000	2,266,000	甲賀市地域情報基盤を利用して提供される情報サービスへの移行に伴う費用を一部補助することにより、市民の地域情報基盤の利用促進を目的とします。	甲賀市地域情報基盤利用促進事業補助金交付要綱	1,500,000	① 事業費補助金	イ) 市独補助金	a) ハード事業		・補助対象経費の2分の1 ・限度額 150万円 ・予算の範囲内	情報政策課	廃止	要綱第7条により、期間を平成35年度(令和5年度)としているため。		
20	旧情報基盤不要施設撤去事業補助金	53,428,000	48,965,000	48,965,000	株式会社あいコムこうかが所有する旧情報基盤の撤去に要する経費に対し、予算の範囲内で補助する。【補助率】2／3	甲賀市旧情報基盤不要施設撤去事業補助金交付要綱	0	① 事業費補助金	イ) 市独補助金	a) ハード事業		・補助対象経費の3分の2 ・予算の範囲内	情報政策課	廃止	・所期の目的を達成したため。 ・市域においてすべての事業が完了し、今後活用の見込みがないため。		
21	甲賀市サテライトオフィス等整備通信環境構築事業補助金	0	1,708,000	1,708,000	甲賀市地域情報基盤の有効活用により、テレワークによる働く環境の充実を図るため、市内でサテライトオフィス、シェアオフィス、コワーキングスペース等の整備を行う者に対し補助する。【補助率】10／10【限度額】100万円	甲賀市サテライトオフィス等整備通信環境構築事業補助金交付要綱	0	① 事業費補助金	イ) 市独補助金	a) ハード事業		・補助対象経費の10分の10 ・限度額 100万円 ・予算の範囲内	情報政策課	縮小・改善・統合	甲賀市サテライトオフィス等整備リフォーム事業補助金交付要綱と統合する。		
22	甲賀市地上デジタル放送受信環境整備事業補助金	0	0	0	テレビジョン放送の難視聴解消を図るためテレビジョン放送の再送信業務を行う団体(以下「共聴組合」という。)に対し、対策事業に必要な経費予算の範囲内において補助金を交付する。	甲賀市地上デジタル放送受信環境整備事業補助金交付要綱	0	① 事業費補助金	イ) 市独補助金	a) ハード事業		・補助対象経費の2分の1(共聴施設新設整備事業の場合にあっては3分の2) ・予算の範囲内	情報政策課	廃止	・所期の目的を達成したため。 ・市域においてすべての整備が完了し、今後活用の見込みがないため。		
23	甲賀市地上デジタルテレビ放送中継局整備事業補助金交付要綱	0	0	0	地上テレビ放送のデジタル化の完全移行に向けて、地域住民のデジタル放送受信を確保するため、テレビ放送事業者が実施する地上デジタルテレビ放送中継局整備に要する経費の一部について、予算の範囲内において補助する。	甲賀市地上デジタルテレビ放送中継局整備事業補助金交付要綱	0	① 事業費補助金	イ) 市独補助金	a) ハード事業		・補助対象経費の6分の1 ・予算の範囲内	情報政策課	廃止	・所期の目的を達成したため。 ・市域においてすべての整備が完了し、今後活用の見込みがないため。		
24	甲賀市公共施設の移譲に伴う施設バリアフリー化整備事業	0	0	0	甲賀市公共施設の見直し実施計画に基づいて移譲又は移譲することを前提として無償貸付した施設のバリアフリー化整備事業の経費に対し補助する。 ・移譲施設をバリアフリー化するための整備に要した費用 ・100万円を超え200万円を限度 ・補助対象経費の3分の1とする。	甲賀市公共施設の移譲に伴う施設バリアフリー化整備事業補助金	0	① 事業費補助金	イ) 市独補助金	a) ハード事業		・100万円を超え200万円を限度 ・補助対象経費の3分の1とする。	マネジメント推進室	廃止	・現時点において課題となる案件がないため、廃止とし、今後において施設の移譲に際し必要な場合、必要なニーズに対して総合的に対応できる制度を構築する。		

(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	資料 2	
番号	補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市の負担率が決まっている補助金	補助(負担)金額(円)		令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	最適化の方向性	方向性の判断 理由		
								① 事業費補助金	ア) 義務的 事業補助金	a) ハード事業	A) 奨励団体 (市設立)			廃止			
								② 運営費補助金	イ) 市独補助金	b) ソフト事業	B) その他の 団体			縮小・改善・ 統合			
								③ 元利補給補助金		c) 混合補助				継続			
		④ その他補助金		※(8)で①を選 択の場合のみ 記入	※(8)で①以外 を選択の場合 のみ記入	拡充											
25	納税啓発事業補助金	0	0	0	市民の納税意識を向上させるための事業に必要な経費に対する定額補助	納税啓発事業補助金交付要綱	150,000	① 事業費補助金	イ) 市独補助金	b) ソフト事業		150,000円を上限とする定額	税務課	継続	市民の税への理解と納税意識の向上を図るため、継続した啓発活動が必要であるため		
26	甲賀人権擁護委員協議会活動補助 甲賀人権擁護委員協議会 会長 大林 鉄男	328,416	425,000	425,000	人権擁護と人権意識の高揚を図りながら、あらゆる差別のない、明るく住みよい人権尊重のまちづくりを推進するための協議会の活動に対する補助金@25,000円×17人	甲賀市補助金等交付規則 甲賀人権擁護委員協議会補助に関する取扱要領	425,000	② 運営費補助金	イ) 市独補助金		B) その他の団体	市長が別に定める額 ※予算の範囲内 @25千円×17名(県内統一)	人権推進課	継続	人権擁護委員の市内における活動に対する補助であり、市として奨励するため継続とする。		
27	甲賀市同和・人権事業促進協議会補助 甲賀市同和・人権事業促進協議会 会長 植西 禮之輔	1,484,310	2,192,000	1,858,869	同和問題の解決をはじめ、人権施策の推進に協力を行い、地域住民の自立促進と人権が尊重される社会の実現に資するための協議会の活動に対する補助金	甲賀市補助金等交付規則 甲賀市同和・人権事業促進協議会活動補助に関する取扱要領	2,192,000	② 運営費補助金	イ) 市独補助金		A) 奨励団体(市設立)	補助対象経費の10／10	人権推進課	継続	地域において人権事業を展開する活動をしており、市として奨励するため継続とする。		
28	甲賀市人権教育推進協議会補助 甲賀市人権教育推進協議会 会長 谷口信之	3,783,659	4,500,000	3,581,025	甲賀市の人権教育・同和教育を推進するため、各種団体等の代表者で構成する甲賀市人権教育推進協議会が実施する啓発事業等の活動に対する補助金	甲賀市人権・同和教育推進事業補助金交付要綱	4,500,000	② 運営費補助金	イ) 市独補助金		A) 奨励団体(市設立)	市長が別に定める額	人権推進課	継続	広く市民に人権教育や啓発を推進していく事業であり、市として奨励するため継続とする。		
29	保護者団体人権教育推進事業補助 市内各学校・園のPTA・保護者会	285,000	765,000	479,522	幼稚園、小学校及び中学校のPTA並びに保育園及び認定こども園の保護者会が実施する人権・同和教育の推進を図るための研修会等の活動に対する補助金 1校・園 15,000円を上限	甲賀市人権・同和教育推進事業補助金交付要綱	765,000	① 事業費補助金	イ) 市独補助金	b) ソフト事業		市長が別に定める額	人権推進課	継続	普段、研修等に参加しづらい子育て世代を対象とした人権教育や啓発を実施しており、市として奨励していく事業のため継続とする。		
30	甲賀市修学奨励資金返還金補助	578,259	1,317,000	1,316,692	高等学校、大学又は専修学校等の就学者が、在学中に旧滋賀県地域改善対策修学奨励資金の貸与を受け、卒業後返還金にかかる免除要件が不承認となった返還金等に対しての補助金	甲賀市修学奨励資金返還金援助等要領	1,265,000	④ その他補助金	イ) 市独補助金		B) その他の団体	補助対象経費の10／10	人権推進課	継続	現在までの同和対策事業の取り組みの経緯により、継続とする。		

(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	資料 2				
番号	補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市の負担率が決まっている補助金	補助(負担)金額(円)		令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	最適化の方向性	方向性の判断 理由					
								① 事業費補助金	ア) 義務的事业補助金	a) ハード事業	A) 奨励団体 (市設立)			廃止						
		前年度	本年度					② 運営費補助金	イ) 市独補助金	b) ソフト事業	B) その他の 団体			縮小・改善・ 統合						
		令和2年度	令和3年度					③ 元利補給補助金		c) 混合補助				継続						
								④ その他補助金		※(8)で①を選択 した場合のみ 記入	※(8)で①以外 を選択の場合 のみ記入			拡充						
31	甲賀市反社会的団体に対抗する組織活動補助金	138,895	102,464	102,464	反社会的な団体の市内における活動に対抗するため、周辺住民が属する区、自治会等が主体となり設置する組織が行う自主的な活動にかかる経費に対し補助する。 1組織補助対象経費の10分の10 上限100千円	甲賀市反社会的団体に対抗する組織活動補助金交付要綱	200,000	① 事業費補助金	イ) 市独補助金	b) ソフト事業		1組織補助対象経費の10分の10 上限100千円	生活環境課	継続	市内における反社会的団体の拡大防止に欠くことができないため継続とする。					
32	甲賀市公衆浴場つくり湯補助金	200,000	200,000	200,000	市民の保健衛生の向上と、公衆浴場の経営の安定を図るため、公衆浴場営業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。	甲賀市公衆浴場つくり湯補助金交付要綱	200,000	① 事業費補助金	イ) 市独補助金	b) ソフト事業		対象経費の1/3以内	生活環境課	継続	・市民の保健衛生の向上と公衆浴場(価格が統制されている)の経営安定化のため、継続する。 ・家庭風呂の普及やスーパー銭湯等の増加により、現在、市内の普通公衆浴場は1事業者に減少した。今後、廃業された場合には本補助制度の廃止を検討する。					
33	甲賀市公衆浴場設備改善費補助金	0	0	0	公衆浴場の設備改善を促進し、衛生水準の向上並びに公衆浴場の経営の安定及び近代化を図るため、公衆浴場の経営者が行う設備改善に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。	甲賀市公衆浴場設備改善費補助金交付要綱	0	① 事業費補助金	イ) 市独補助金	a) ハード事業		対象経費の1/2以内 設備により基準額と補助限度額あり	生活環境課	継続	・市民の衛生水準の向上と公衆浴場(価格が統制されている)の経営安定化のため、継続する。 ・家庭風呂の普及やスーパー銭湯等の増加により、現在、市内の普通公衆浴場は1事業者に減少した。今後、廃業された場合には本補助制度の廃止を検討する。 ・令和4年4月、施設整備について相談あり					
34	甲賀市民営自転車駐車場補助金	3,483,150	3,855,600	3,855,600	自転車等の利用者が民営の自転車駐車場を無償で利用できるように、民営の自転車駐車場を経営する事業者に対して補助する。	甲賀市民営自転車駐車場補助金交付要綱	4,797,000	① 事業費補助金	イ) 市独補助金	b) ソフト事業	B) その他の団体	自転車1日単価 75円 原付・自動二輪車1日単価 150円	生活環境課	廃止	受益者負担の原則から廃止の方向で事業者と協議中であるが、結論には至っていない。					
35	甲賀市再生可能エネルギー地域導入促進事業補助金	0	0	0	二酸化炭素その他の温室効果ガスの排出抑制及びエネルギーの自給率向上を目的に、再生可能エネルギーの地域導入を促進するため、市民や市内の事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。	甲賀市再生可能エネルギー地域導入促進事業補助金交付要綱	0	① 事業費補助金	イ) 市独補助金	b) ソフト事業		対象経費全額補助 上限50,000円	生活環境課	継続	2050年のカーボンニュートラルに向け、行政だけでなく、市民・地域・事業者などオール甲賀による取り組みが重要であるため継続とする。					
36	甲賀市公共的施設等再生可能エネルギー導入事業補助金	0	0	0	二酸化炭素その他の温室効果ガスの排出抑制及びエネルギーの自給率向上を目的に、再生可能エネルギー等の地域導入を促進するため、区又は自治会に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。	甲賀市公共的施設等再生可能エネルギー導入事業補助金交付要綱	0	① 事業費補助金	イ) 市独補助金	a) ハード事業		①発電装置 対象経費の1/2又は20万円/kWの低い額で、200万円を限度 ②省エネ機器 対象経費の1/2で、25万円を限度(①と同時に限る)	生活環境課	継続	2050年のカーボンニュートラルに向け、行政だけでなく、市民・地域・事業者などオール甲賀による取り組みが重要であるため継続とする。					

(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	資料 2	
番号	補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市の負担率 が決まっている補助金	補助(負担)金額(円)		令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	最適化の方向性	方向性の判断 理由		
								① 事業費補助金	ア)義務的事業補助金	a)ハード事業	A)奨励団体 (市設立)			廃止			
								② 運営費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業	B)その他の 団体			縮小・改善・ 統合			
								③ 元利補給補助金		c)混合補助				継続			
		④ その他補助金		※(8)で①を選 択の場合のみ 記入	※(8)で①以外 を選択の場合 のみ記入	拡充											
37	甲賀市人間ドック 検診費助成金	8,077,020	10,473,616	10,473,616	国民健康保険被保険者で主に生活習慣病の早期発見を目的として人間ドックを受けたものの属する世帯の世帯主に対し、人間ドック検診費助成金を交付し、もってこれら被保険者の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。	甲賀市人間ドック検診費助成金交付要綱	10,800,000	④ その他補助金	イ)市独補助金			人間ドックの検診に要した経費の2分の1に相当する額。ただし、2万円(脳ドックの助成金の申請をあわせて行った場合は3万円)を限度とする。	保険年金課	継続	市民の健康意識の向上や健康維持につながるほか、医療費抑制の効果をもたらすため継続とする。		
38	甲賀市健康づくり 推進モデル事業補助金		0	0	市民の健康づくり事業の推進に自主的に取り組んでいる区または自治会に対し予算の範囲内においてその事業を推進するため補助金を交付するもの。補助の対象となる事業は区等が主体となり市民の健康づくりに取り組む事業で、健康推進員が中心になって市民に働きかける事業。	甲賀市健康づくり推進モデル事業補助金交付要綱	0	② 運営費補助金	イ)市独補助金		A)奨励団体(市設立)	第3条 補助金の額は、1区につき2万円を限度とする。ただし、事業経費が限度額に満たないときは、その事業経費とする。	すこやか支援課	廃止	合併当初、旧町で行っていた健康フェスタやイベントなど区の活性化のために実施していたが、取り組みに偏りがあるため、健康こうか計画に基づき地域の健康づくりに関する取り組みは、健康推進員地域活動支援事業(平成24年～)に一元化している。		
39	健康推進員活動費 補助金 甲賀市健康推進連絡協議会 会長 家森 香代	1,455,000	1,515,000	1,515,000	地域住民の健康増進を推進するための活動に対して補助する。 ①健康に関する知識と技術の普及 ②食生活改善活動 ③健康づくり、社会福祉活動	甲賀市健康推進員地域活動支援事業補助金交付要綱	1,590,000	② 運営費補助金	イ)市独補助金		A)奨励団体(市設立)	第3条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。	すこやか支援課	縮小・改善・統合	・極めて公益的な事業を実施する団体であり財源を有さないため活動は継続を妥当とするが、No40の健康推進員地域活動支援事業補助金と統合する。		
40	健康推進員地域活動支援事業補助金 甲賀市健康推進連絡協議会 会長 家森 香代	950,000	950,000	760,000	地域の保健活動を推進し、市民の健康保持・増進に寄与する活動に対して補助する。 ①健康こうか21計画の推進 ②自治振興会が行う健康づくり事業	甲賀市健康推進員地域活動支援事業補助金交付要綱	1,000,000	② 運営費補助金	イ)市独補助金		A)奨励団体(市設立)	第4条 補助金の額については、区・自治会ごとに、事業回数につき、5, 000円とする。 2 前項の額の上限については、一つの区・自治会につき、5, 000円とする。ただし、500世帯以上の区・自治会にあっては、事業回数2回の場合、補助金の額の上限を1万円とする。	すこやか支援課	縮小・改善・統合	・極めて公益的な事業を実施する団体であり財源を有さないため活動は継続を妥当とするが、No39の健康推進員活動費補助金と統合する。		
41	いきいき農園利用料	500,000	500,000	25,000	生きがいつくり及び健康づくりを推進するため、いきいき農園利用料等の一部を助成(1回につき上限5,000円)	いきいき農園利用料等補助金交付要綱	400,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	a)ハード事業		第5条 補助金の額は、前条の経費の2分の1とし、1会計年度5, 000円を限度とする。ただし、補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 第6条 補助金の交付は、同一人について3回を限度とする。	すこやか支援課	継続	健康づくり推進のために農園の利用料等必要な経費の補助を継続することで、市民の生きがいつくりや健康づくりに繋がる。また、市民農園の有効活用となり、市の農業復興や環境整備にも繋がるため今後も継続を妥当とする。		
42	老人クラブ活動推進事業(連合会事業補助) ゆうゆう甲賀クラブ 会長 田口 勝	1,321,022	1,412,436	1,412,436	老人クラブ連合会及び各支部の活動支援連合会割、会員割:県単価58円、特別事業、支部活動費の補助	甲賀市高齢者団体育成補助金交付要綱	1,413,000	② 運営費補助金	ア)義務的事業補助金		B)その他の団体	・老人クラブ連合会事業 年間194,000円以内 ・市老人クラブ連合会が行う健康づくり事業 年間500,000円以内	長寿福祉課	縮小・改善・統合	連合会として市域の組織力を生かした研修や交流会により、高齢者の生きがいつくり・仲間づくりの場となっており、今後の活動継続の意義は高いが、加入率が低下し、人材や会費の不足により活発な活動が展開できないのが課題である。市全域で必要な事業展開の可能性有無および補助金(42、43の統合含)のあり方について検討が必要。		
									7								

(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	資料 2	
番号	補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市の負担率が決まっている補助金	補助(負担)金額(円)		令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	最適化の方向性	方向性の判断 理由		
								① 事業費補助金	ア) 義務的 事業補助金	ア) ハード事業	A) 奨励団体 (市設立)			廃止			
								② 運営費補助金	イ) 市独補助金	イ) ソフト事業	B) その他の 団体			縮小・改善・ 統合			
								③ 元利補給補助金		イ) 混合補助				継続			
								④ その他補助金		※(8)で①を選 択の場合のみ 記入	※(8)で①以外 を選択の場合 のみ記入			拡充			
43	老人クラブ活動推進事業(創造推進員設置費) ゆうゆう甲賀クラブ 会長 田口 勝	2,300,000	2,300,000	2,300,000	老人クラブ創造推進員設置費の補助 連合会:1名(70万円)、各支部:4名(160万円)	甲賀市新しい老人クラブ創造推進員設置費補助金交付要綱	2,300,000	① 事業費補助金	ア) 義務的 事業補助金	イ) ソフト事業		・老人クラブ連合会本部推進員 年額700,000円 ・老人クラブ連合会支部推進員 年額400,000円	長寿福祉課	縮小・改善・ 統合	連合会として市域の組織力を生かした研修や交流会により、高齢者の生きがいづくり・仲間づくりの場となっており、今後の活動継続の意義は高いが、加入率が低下し、人材や会費の不足により活発な活動が展開できないのが課題である。推進員設置の必要性および補助金(42、43の統合含め)のあり方について検討が必要。		
44	老人クラブ活動推進事業(単位老人クラブ事業) ゆうゆう甲賀クラブ 会長 田口 勝	3,400,700	2,878,680	2,878,680	単位老人クラブの活動支援補助 単位クラブ:58クラブ×市単価47,460円 小規模クラブ:5クラブ×市単価25,200円	甲賀市高齢者団体育成補助金交付要綱	2,879,000	② 運営費補助金	ア) 義務的 事業補助金		B) その他の 団体	・単位老人クラブ事業 1単位クラブ当たり 年間69,000円以内	長寿福祉課	縮小・改善・ 統合	連合会として市域の組織力を生かした研修や交流会により、高齢者の生きがいづくり・仲間づくりの場となっており、今後の活動継続の意義は高いが、加入率が低下し、人材や会費の不足により活発な活動が展開できないのが課題であり、補助金のあり方についても検討が必要。		
45	高齢者生きがい対策推進事業補助金	687,500	750,000	750,000	高齢者の憩いの場である集会所等を自治会等が自主的に整備する経費の一部補助	甲賀市高齢者生きがい対策推進事業補助金交付要綱	750,000	① 事業費補助金	イ) 市独補助金	ア) ハード事業		・集会所及び休憩所の新築又は購入、既存の集会所及び休憩所の増改築および老人憩いの家の大規模修繕及びバリアフリー化に伴う改修の改修。事業費の2分の1 補助の限度額75万円 ・新築した集会所内の初度施設 補助の限度額25万円	長寿福祉課	廃止	自治ハウス等整備事業補助金での対応の可否について調整を進める。		
46	民間社会福祉施設等整備補助	5,000,000	5,800,000	5,800,000	社会福祉法人等が整備する民間社会福祉施設等の新築、増改築、修繕等に対する補助	甲賀市民間社会福祉施設等整備費補助金交付要綱	5,800,000	① 事業費補助金	イ) 市独補助金	ア) ハード事業		予算の範囲内において補助金を交付	長寿福祉課	継続	持続した事業所運営をしていただくため経費の一部を補助する。		

(1)		(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	資料 2			
番号	補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市の負担率 が決まっている補助金	補助(負担)金額(円)		令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	最適化の方向性	方向性の判断 理由					
								① 事業費補助金	ア)義務的 事業補助金	a)ハード事業	A)奨励団体 (市設立)			廃止						
		前年度	本年度					② 運営費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業	B)その他の 団体			縮小・改善・ 統合						
		令和2年度	令和3年度					③ 元利補給補助金		c)混合補助				継続						
								④ その他補助金		※(8)で①を選 択の場合のみ 記入	※(8)で①以外 を選択の場合 のみ記入			拡充						
47	介護施設等開設準備補助	15,102,000	0	0	開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制整備を支援するため、介護施設等の開設準備に要する経費に対する補助 介護施設等：定員29人以下の次の地域密着型施設等 ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	甲賀市介護施設等開設準備経費補助金交付要綱	68,798,000	① 事業費補助金	ア)義務的 事業補助金	b)ソフト事業		滋賀県介護施設等開発準備経費補助金交付要綱第3条に規定する交付基礎単価	長寿福祉課	継続	開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制整備の支援が必要					
48	地域密着型サービス施設等整備費補助	0	33,600,000 (繰越)	33,600,000 (繰越)	甲賀市介護保険事業計画に基づく市の地域密着型サービスの施設等の整備を進めるため、滋賀県地域密着型サービス施設等整備費補助金交付要綱の適用を受ける民間事業者に対する施設等整備に要する経費の一部を補助	甲賀市地域密着型サービス施設等整備費補助金交付要綱	67,200,000	① 事業費補助金	ア)義務的 事業補助金	a)ハード事業		配分基礎単価に単位の数を乗じて得た額又は補助事業に要した費用のいずれか低い額	長寿福祉課	継続	地域密着型サービスの施設等の整備を進めるため、県地域密着型サービス施設等整備費補助金交付要綱の適用を受ける民間事業者に対し施設等整備経費の一部の補助が必要					
49	特別養護老人ホーム支援事業	8,984,000	8,880,000	8,880,000	特別養護老人ホーム等の整備建設費に係る福祉医療機構及び金融機関への償還元金並びに利息、自己資金による繰上償還分に対する補助	甲賀市民間社会福祉施設等整備費補助金交付要綱	7,320,000	③ 元利補給補助金	イ)市独補助金		B)その他の 団体	予算の範囲内において補助金を交付	長寿福祉課	廃止	建設資金償還終了のため					
50	介護職員初任者等研修費等補助	161,600	257,800	257,800	訪問介護職員として甲賀市内の訪問介護支援事業所等への就職を容易にし、介護職員確保を図るための初任者研修費用に対する補助	甲賀市介護職員初任者等研修費補助金交付要綱	950,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業		初任者研修 受講費等の2分の1若しくは3万7,000円 実務者研修 受講費等の2分の1若しくは5万4,000円	長寿福祉課	継続	介護職員の確保が必要					
51	介護人材確保・定着促進事業補助	385,879	465,668	465,668	市内の介護人材確保及び定着促進を図るため、情報の発信や調査研究、研修等の活動を行う団体に対する補助	甲賀市介護人材確保・定着促進事業補助金交付要綱	1,000,000	② 運営費補助金	イ)市独補助金		A)奨励団体(市設立)	予算の範囲内において補助金を交付	長寿福祉課	継続	介護人材確保及び定着促進を図る必要があるため。					
52	介護人材等日本語能力試験受験補助	0	0	0	市内の事業所等において外国人の介護人材等の確保・定着促進を図るため、日本語能力試験受験費等に対する補助	甲賀市介護人材等日本語能力試験受験補助金交付要綱	105,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業		日本語能力試験受験費の10分の10とし、7,000円を限度とする。	長寿福祉課	継続	外国人の介護人材等の確保・定着促進を図るため					

(1)		(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	資料 2			
番号	補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市の負担率 が決まっ ている補助金	補助(負担)金額(円)		令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	最適化の方向性	方向性の判断 理由					
								① 事業費補助金	ア)義務的 事業補助金	a)ハード事業	A)奨励団体 (市設立)			廃止						
		前年度	本年度					② 運営費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業	B)その他の 団体			縮小・改善・ 統合						
		令和2年度	令和3年度					③ 元利補給補助金		c)混合補助				継続						
								④ その他補助金		※(8)で①を選 択の場合のみ 記入	※(8)で①以外 を選択の場合 のみ記入			拡充						
53	介護補助具等購入 費補助	0	82,600	82,600	介護従事者の負担軽減、雇用環 境の改善、離職防止及び定着促 進に資するため、抱え上げない 介護の普及を目指す事業者の介 護補助具等購入に対する補助	甲賀市介護補 助具等購入費 補助金交付要 綱	150,000	① 事業費 補助金	イ)市独補 助金	b)ソフト事 業		移乗用補助具の購入に要した費用の3分の2 以内の額ただし、1事業所につき15,000円を 上限とする。	長寿福祉課	継続	介護従事者の負担軽減、雇用環 境の改善、離職防止及び定着促 進を図るため。					
54	甲賀市民生委員児 童委員協議会連合 会活動補助金 甲 賀市民生委員児童 委員協議会連合会 会長 富岡正義	10,414,000	10,414,000	10,414,000	民生委員児童委員活動補助 前年度実績に基づき算出 (要綱による補助金上限 10,414,000円)	甲賀市補助金 等交付規則、 甲賀市社会福 祉団体補助金 交付要綱	10,537,000	① 事業費 補助金	イ)市独補 助金	b)ソフト事 業		上限10,414,000円	地域共生社 会推進課	継続	・公益的な事業を実施する団体で あり、財源を有しないため継続は 妥当である					
55	甲賀市社会福祉協 議会補助金 社会 福祉法人甲賀市社 会福祉協議会 会 長 林 善彦	90,000,000	88,000,000	88,000,000	福祉団体の活動補助 前年度実績に基づき算出	甲賀市補助金 等交付規則、 甲賀市社会福 祉団体補助金 交付要綱	88,000,000	② 運営費 補助金	イ)市独補 助金		B)その他 の団体	上限100,000,000円	地域共生社 会推進課	継続	・地域福祉の推進のため一定必要 な補助ではあるが、毎年度精査が 必要					
56	病院事業会計補助	266,511,000	266,071,000	266,071,000	①安定した病院運営により地域 の医療体制を確保するための補 助 ②新型コロナウイルス対策に要する経費 の補助	地方公営企業 法 ※内訳: 事業会計補 助 215,071千 円 経営支援分 50,000千円 感染症対策 1,000千円	233,359,000	① 事業費 補助金	イ)市独補 助金	c)混合補 助		100%	医療政策室	縮小・改 善・統合	医療審議会の答申により今後の方 向性を検討					
57	無医地区診療補助	740,000	740,000	740,000	無医地区(信楽町田代・畑)にお ける巡回診療事業の運営経費に 対する補助	滋賀県無医地 区巡回診療事 業補助金交付 要綱	740,000	① 事業費 補助金	ア)義務的 事業補助金	b)ソフト事 業		100%	医療政策室	継続	無医地区における巡回診療を継続 するため					
58	診療所事業会計補 助	74,000,000	63,612,000	63,612,000	①安定した診療所運営により地域 の医療体制を確保するための補 助 ②新型コロナウイルス対策に要する経費 の補助	※内訳: 事業会計補 助 60,000千円 感染症対策 3,612千円	61,000,000	① 事業費 補助金	イ)市独補 助金	b)ソフト事 業		100%	医療政策室	縮小・改 善・統合	医療審議会の答申を踏まえ、今後 の方向性を検討					

(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	資料 2	
番号	補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市の負担率 が決まっている補助金	補助(負担)金額(円)		令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	最適化の方向性	方向性の判断 理由		
								① 事業費補助金	ア)義務的 事業補助金	a)ハード事業	A)奨励団体 (市設立)			廃止			
		② 運営費補助金	イ)市独補助金					b)ソフト事業	B)その他の 団体	縮小・改善・ 統合							
		③ 元利補給補助金						c)混合補助		継続							
		④ その他補助金						※(8)で①を選 択の場合のみ 記入	※(8)で①以外 を選択の場合 のみ記入	拡充							
59	身体障害者更生会活動補助	862,562	790,000	790,000	身体障がい者にかかる福祉活動推進の中核となり、地域を支えるボランティアとして活動する当団体を支援する。	甲賀市社会福祉団体活動補助金交付要綱	790,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業		別表に定める額の範囲内で市長が定める額	障がい福祉課	継続	公益的な事業を実施する団体であり、継続を妥当としたい。		
60	甲賀地域精神障害者家族会活動補助	31,488	0	0	精神障がい者を抱える家族が集まって運営している自主組織として活動する当団体を支援する。	甲賀市社会福祉団体活動補助金交付要綱	0	① 事業費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業		別表に定める額の範囲内で市長が定める額	障がい福祉課	継続	公益的な事業を実施する団体であり、継続を妥当としたい。		
61	視覚障害者福祉協会活動補助 団体名：甲賀市視覚障害者福祉協会	120,000	120,000	120,000	視覚障がい者にかかる福祉活動推進の中核となり、地域を支えるボランティアとして活動する当団体を支援する。	甲賀市社会福祉団体活動補助金交付要綱	120,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業		別表に定める額の範囲内で市長が定める額	障がい福祉課	継続	公益的な事業を実施する団体であり、継続を妥当としたい。		
62	手をつなぐ育成会活動補助 団体名：甲賀市手をつなぐ育成会	136,000	66,000	64,083	知的障がい者の更生相談や援護・育成を目的とし、知的障がい者にかかる福祉活動推進の中核となる当団体を支援する。	甲賀市社会福祉団体活動補助金交付要綱	136,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業		別表に定める額の範囲内で市長が定める額	障がい福祉課	継続	公益的な事業を実施する団体であり、継続を妥当としたい。		
63	就労サポーター設置事業補助 支払先：社会福祉法人しがらき会	1,381,500	1,381,500	1,381,500	障がい者の地域での職業生活における自立と社会参加の促進を図る。県補助基準額の1/2を補助する。	甲賀市障害者働き・暮らし応援センター事業補助金交付要綱	808,200	① 事業費補助金	ア)義務的 事業補助金	b)ソフト事業		職場開拓員及び就労サポータの設置に必要な人件費及び事務費の2分の1以内の額	障がい福祉課	継続	本事業は、障がい者雇用・生活支援センターに人員を上乗せし、障がい者の働く場の確保の推進を行うもので、県と圏域自治体が費用の各1/2を負担することとなっている。障がい者の職業選択の機会の確保や自立に向け有効であり、継続すべきと考える。		
64	地域支援員派遣事業補助 支払先：事業所	1,063,000	1,153,000	949,000	精神障がい者グループホームに地域支援員を派遣し、入居者が安心して地域で生活できることをめざした支援を行うための経費の一部を補助する。	甲賀市精神障害者グループホーム地域支援員派遣事業費補助金交付要綱	300,000	① 事業費補助金	ア)義務的 事業補助金	b)ソフト事業		予算の範囲内で別表に定める対象経費の3/4	障がい福祉課	廃止	既に昨年度、廃止の方向で協議をしているが、廃止までに事業の評価や見直し・協議が必要。		

(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	資料 2	
番号	補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市の負担率 が決まっている補助金	補助(負担)金額(円)		令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	最適化の方向性	方向性の判断 理由		
								① 事業費補助金	ア)義務的事業補助金	ア)ハード事業	A)奨励団体 (市設立)			廃止			
								② 運営費補助金	イ)市独補助金	イ)ソフト事業	B)その他の 団体			縮小・改善・ 統合			
								③ 元利補給補助金		ロ)混合補助				継続			
								④ その他補助金		※(8)で①を選択 した場合のみ 記入	※(8)で①以外 を選択の場合 のみ記入			拡充			
65	地域生活支援拠点等事業助成 支払先:事業所	8,000	2,270,000 (予算額)	598,000	地域生活支援拠点等事業実施要綱に基づき実施する事業のうち、緊急時地域支援員派遣事業、体験利用支援事業、緊急時受入整備事業にかかる経費の一部を助成する。	甲賀市地域生活支援拠点等事業助成金交付要綱	1,970,000	① 事業費補助金	ア)義務的事業補助金	イ)ソフト事業		緊急時の場合、1時間あたり2, 000円	障がい福祉課	継続	現在その確立に向けて、取り組んでいる事業である。		
66	住宅改造事業補助	200,000	200,000 (予算額)	0	在宅重度障がい者の日常生活の便宜を図り、地域での生活の安心安全を保障する。	甲賀市在宅重度障害者住宅改造費助成事業実施要綱	200,000	④ その他補助金	ア)義務的事業補助金		B)その他の団体	1世帯につき対象経費の2分の1以内とし、その最高限度額は、20万円	障がい福祉課	継続	日常生活の便宜を図る改修のために必要。		
67	身体障害者自動車利用支援事業補助(介護者運転)	300,000	300,000 (予算額)	300,000	重度身体障がい者と生計を一にする者が障がい者の就労等のために自動車を取得し改造を行った場合の費用を一部助成することで、福祉の増進を図る。事後申請。(助成額)1人当たり100,000円を限度	甲賀市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱	300,000	④ その他補助金	ア)義務的事業補助金		B)その他の団体	助成額の限度額は10万円	障がい福祉課	継続	就労と福祉の増進を図る取り組みを行っており継続が必要である。		
68	身体障害者自動車利用支援事業補助(本人運転)	200,000	300,000 (予算額)	300,000	重度身体障がい者が就労等のために自動車を取得し改造を行った場合の費用及び免許証取得に要した費用を一部助成することで、福祉の増進を図る。事後申請。(助成額)1人当たり100,000円を限度。	甲賀市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱 甲賀市身体障害者自動車操作訓練費助成事業実施要綱	300,000	④ その他補助金	ア)義務的事業補助金		B)その他の団体	改造費助成事業の助成額の限度額は10万円 訓練費助成事業:対象経費の3分の2(限度額10万円)	障がい福祉課	継続	就労と福祉の増進を図る取り組みを行っており継続が必要である。		
69	障がい者工賃確保等支援事業補助 支払先:事業所	1,078,000	7,207,000 (予算額)	673,000	新型コロナウイルス感染拡大防止の影響で業務量が減少し、工賃が減額となった就労支援施設の利用者の工賃確保に向けた支援を行う。新たに障がい者就労支援施設に業務委託を行った企業(委託額の1/2(上限3万円)、また請負環境の整備にかかった費用(上限3万円)を補助	甲賀市障がい者工賃確保等支援事業補助金交付要綱	180,000	④ その他補助金	イ)市独補助金		B)その他の団体	工賃確保事業補助率定員1人当たり1万円 優先調達推進事業1/2上限3万円	障がい福祉課	継続	コロナウイルス感染拡大防止により工賃減額となった利用者の生活安定のため取り組みが必要である。		
70	移動支援事業補助 支払先:移動支援事業所	1,860,900	3,360,000 (予算額)	1,929,750	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、自立生活及び社会参加の促進を図る。利用時間に応じて補助単価が変動する。	甲賀市移動支援事業費補助金交付要綱	1,950,000	④ その他補助金	ア)義務的事業補助金		B)その他の団体	予算の範囲内で 1時間実施につき1,500円	障がい福祉課	継続	外出支援を行い、自立生活と社会参加を図るうえで継続が必要である。		

資料 2																
番号	(1) 補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市の負担率が決まっている補助金	(2)		(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
		補助(負担)金額(円)		令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	最適化の方向性	方向性の判断 理由	
								① 事業費補助金	ア)義務的事業補助金	a)ハード事業	A)奨励団体 (市設立)			廃止		
								② 運営費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業	B)その他の 団体			縮小・改善・ 統合		
								③ 元利補給補助金		c)混合補助				継続		
		前年度	本年度					④ その他補助金		※(8)で①を選 択の場合のみ 記入	※(8)で①以外 を選択の場合 のみ記入			拡充		
71	障害者地域交流事業補助(障がい児等居場所サロン) 支払先:社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会	60,000	300,000	210,000	障がい児(者)の日中活動の場を確保するとともに、保護者の交流を通じて、その家族の自立や福祉の向上をめざした活動にかかる経費を補助する。	甲賀市障害者地域交流事業費補助金交付要綱	210,000	① 事業費補助金	ア)義務的事業補助金	b)ソフト事業		補助対象経費の10/10 30万円を限度	障がい福祉課	継続	障害者(児)と家族の交流は自立と福祉向上に必要なため	
72	日中一時支援事業補助 支払先:日中一時支援事業所	9,311,610	16,500,000 (予算額)	10,901,350	介護者の就労支援等を目的に障がい者に日中活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練等を行う。	甲賀市日中一時支援事業費補助金交付要綱	15,925,000	④ その他補助金	ア)義務的事業補助金		B)その他の団体	予算の範囲内で ・社会福祉法人併設事業所 2時間以内 2,500円 30分増すごとに 500円 ・単独事業所 2時間以内 3,500円 30分ますごとに 700円	障がい福祉課	継続	介護者就労支援と障がい者の日常訓練に必要であるため。	
73	福祉ホーム入所事業補助 支払先:社会福祉法人瑠璃光会	1,305,000	1,929,000	1,515,000	身体障がい者が低額な家賃で生活することができる福祉ホームに対して補助することにより、障がい者の日常生活を支える。 利用者1名あたり月額53,600円	甲賀市身体障害者福祉ホーム運営費補助金交付要綱	1,287,000	② 運営費補助金	ア)義務的事業補助金		B)その他の団体	利用者1人あたり月額53,600円 月途中入所は日割	障がい福祉課	継続	日常生活を支える取り組みとして行っている事業であるため。	
74	成年後見制度利用助成	1,731,500	2,610,000 (予算額)	1,585,343	判断能力が不十分で日常生活を営むのに支障のある知的障がい者や精神障がい者に係る制度の利用に対する支援について費用負担の一部を助成する。	甲賀市成年後見制度利用支援事業実施要綱	2,610,000	① 事業費補助金	ア)義務的事業補助金	b)ソフト事業		市長申立てに要する費用 市長申立てにより選任された成年後見人、保佐人又は補助人に対する報酬助成	障がい福祉課	継続	成年後見制度を利用するうえで支援が必要であるため。	
75	自動車燃料費補助	631,200	750,000 (予算額)	592,739	自己の生活のために所有する車の燃料費のうち揮発油税相当分を助成する。(助成額)年間上限15,000円。	甲賀市障害者自動車燃料費補助要綱	795,000	④ その他補助金	イ)市独補助金		B)その他の団体	1リットルにつき54円(軽油は32円)とし、年間1万5000円とする。	障がい福祉課	縮小・改善・統合	実績により縮小の方向で、制度の対象と実施方法を検討する	
76	地域生活定着支援事業補助 支払先:定着支援事業所	—	180,000 (予算額)	55,000	精神科病院に入院中で、かつ、受け入れ条件が整えば通院可能な精神障がい者に対する地域生活への移行に向けた経費の補助。	甲賀市精神障害者地域定着支援事業費補助金交付要綱	180,000	④ その他補助金	ア)義務的事業補助金		B)その他の団体	月5000円 1人あたり6か月限度	障がい福祉課	継続	精神障害者の地域移行に向けて取り組み、推進している事業であるため。	

(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	資料 2	
番号	補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市の負担率 が決まっている補助金	補助(負担)金額(円)		令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	最適化の方向性	方向性の判断 理由		
								① 事業費補助金	ア)義務的事業補助金	a)ハード事業	A)奨励団体 (市設立)			廃止			
								② 運営費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業	B)その他の 団体			縮小・改善・ 統合			
								③ 元利補給補助金		c)混合補助				継続			
								④ その他補助金		※(8)で①を選 択の場合のみ 記入	※(8)で①以外 を選択の場合 のみ記入			拡充			
77	就労訓練協力事業 補助 支払先:就労訓練 事業所	—	144,000 (予算額)		精神障がい者に訓練の場を提供 した事業主及び精神障がい者 に対して支給する奨励金など。	甲賀市精神障 害者就業訓練 協力事業補助 金交付要綱	84,000	① 事業費 補助金	ア)義務的 事業補助 金	b)ソフト事 業		15日以上就業:24,000円 7~14日就業:12,000円	障がい福祉 課	継続	精神障害者の就労に向けて取り組 み、促している事業であるため。		
78	通所施設等交通費 補助	411,520	1,386,000 (予算額)	1,046,005	障害者支援施設等に公共交通機 関を利用して通所する障がい者 の交通費負担を軽減する。各月 上限10,000円。	甲賀市障害者 支援施設等通 所交通費補助 金交付要綱	1,546,000	④ その他 補助金	ア)義務的 事業補助 金		B)その他 の団体	・補助対象経費の1/2 1万円限度(1か月あたり) ・補助対象経費の10/10 1万円限度(1か月あたり)	障がい福祉 課	継続	自主的に通所することを勧める取 り組みを行っているため。		
79	滋賀型地域活動支 援センター運営補 助(青少年支援 ホーム 一歩) 支払先:特定非営 利活動法人サポ ートハウスほほえみ	5,226,000	5,226,000	5,226,000	障害者総合支援法に基づくサービ スの対象とならない障がい者等に対 し、日中活動の場を提供している施 設に対し補助することにより、社会 的な自立と福祉の向上を図る。補助 額は、運営費として利用者1名あたり 月額74,000円のほか管理費を補助す る。	甲賀市滋賀型 地域活動支援 センター事業費 補助金交付要 綱	5,226,000	② 運営費 補助金	ア)義務的 事業補助 金		B)その他 の団体	運営費1人当たり(月額)74, 000円×延人 員数 管理費1センター当たり (年 額)1, 100, 000円	障がい福祉 課	継続	引きこもり支援を県も含めて実施し ていく方向性であるため。		
80	滋賀型地域活動支 援センター運営補 助(青少年支援ハ ウス 輝) 支払先:特定非営 利活動法人かがや き	1,963,000	1,948,000	1,948,000	障害者総合支援法に基づくサービ スの対象とならない障がい者等に対 し、日中活動の場を提供している施 設に対し補助することにより、社会 的な自立と福祉の向上を図る。補助 額は、運営費として利用者1名あたり 月額74,000円のほか管理費を補助す る。	甲賀市滋賀型 地域活動支援 センター事業費 補助金交付要 綱	2,450,000	② 運営費 補助金	ア)義務的 事業補助 金		B)その他 の団体	運営費1人当たり(月額)74, 000円×延人 員数 管理費1センター当たり (年 額)1, 100, 000円	障がい福祉 課	継続	引きこもり支援を県も含めて実施し ていく方向性であるため。		
81	障害者日中活動の 場支援事業費補助 支払先:就労継続 支援A型事業所	0	842,000 (予算額)	2,230,800	重度の障がい者の受け入れを行 っている就労支援継続A型事 業所の支援力や機能強化を図 る。(A型強化特別支援加算)	甲賀市障害者 日中活動の場 支援事業費補 助金交付要綱	2,574,000	① 事業費 補助金	ア)義務的 事業補助 金	b)ソフト事 業		重度障害者1人日当たりの単価×重度障害 者のべ人日＝基準額	障がい福祉 課	継続	重度の障害を持っている障害者で も、在宅ではなく日中活動の場を 持っていくサービス方向性であるた め。		
82	地域生活支援拠点 施設整備事業補助	11,800,000	10,000,000	0	障がい者の緊急時の受け入れ体 制の強化等を図るため、国・県の 補助採択を受けた地域生活支援 拠点整備事業者に施設整備にか かる費用の一部を補助する。(グ ループホーム本体工事にかかる 県補助額と同額)	甲賀市民間社 会福祉施設等 整備費補助金 交付要綱	0	① 事業費 補助金	イ)市独補 助金	a)ハード事 業		別途市長が予算の範囲内で定めた額	障がい福祉 課	継続	緊急時の受け入れ体制の強化を 図るうえで必要であるため。		

(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	資料 2				
番号	補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市の負担率が決まっている補助金	補助(負担)金額(円)		令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	最適化の方向性	方向性の判断 理由					
								① 事業費補助金	ア)義務的事業補助金	a)ハード事業	A)奨励団体 (市設立)			廃止						
		前年度	本年度					② 運営費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業	B)その他の 団体			縮小・改善・ 統合						
		令和2年度	令和3年度					③ 元利補給補助金		c)混合補助				継続						
								④ その他補助金		※(8)で①を選 択の場合のみ 記入	※(8)で①以外 を選択の場合 のみ記入			拡充						
83	障害者施設連携移動販売活動補助金	0	0	0	障害者施設で製造している商品等の販売を連携して行うことで、就労意欲を高め自立を目指す。	甲賀市障害者施設連携移動販売活動補助金交付要綱	0	① 事業費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業		予算の範囲内で移動販売活動のために必要な経費で別表に定めたもの	障がい福祉課	継続	要綱を現状に即して見直し、農福連携事業として実施していくため					
84	福祉関係大会開催補助 支払先: 甲賀市身体障害者更生会	0	0	0	大会により社会福祉活動の増進を図る	甲賀市社会福祉関係大会開催補助金交付要綱	100000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業		大会開催のために必要な経費	障がい福祉課	継続	必要なときのみの補助金だが、R4年度(単年度)開催予定があるため					
85	障害者生活ホーム運営事業費補助金	0	0	0	障害者への生活の場の提供と必要な指導と援助を行う	甲賀市障害者生活ホーム運営事業費補助金交付要綱	0	① 事業費補助金	ア)義務的事業補助金	b)ソフト事業		ホームの運営のために必要な経費。ホームの全入居者に応じた別表に定める額	障がい福祉課	継続	障害者生活ホームに入居された方があった場合に必要。(自治振興交付金対象)					
86	日中一時支援事業等の受入れ体制強化事業費補助 支払先: 日中一時支援事業所	472,000	0	0	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行う事業所の運営支援	甲賀市日中一時支援事業等の受入れ体制強化事業費補助金交付要綱	0	① 事業費補助金	ア)義務的事業補助金	b)ソフト事業		新型コロナウイルス感染症対策経費、人件費等10/10	障がい福祉課	継続	新型コロナウイルス対策経費として必要					
87	重点機能型地域活動支援センター事業費補助	0	0	0	身近な地域における障害者の働く場、重度障害者の創作・軽作業の場として、地域社会に根ざした障害者の社会的自立と福祉の向上を図ることを目的とする甲賀市重点機能型地域活動支援センター事業に要する経費に対し補助金を交付する	甲賀市重点機能型地域活動支援センター事業費補助金交付要綱	0	① 事業費補助金	ア)義務的事業補助金	b)ソフト事業		要綱に定める額	障がい福祉課	廃止	事業の内容が、障害者地域活動支援センターⅡ型事業に該当するため。					
88	社会的事業所運営事業費補助	0	0	0	在宅障害者の就労の促進並びに社会的及び経済的自立を支援するため、障害の有無に関わらず対等な立場で一緒に働くことができる形態の職場を設置している者に対し補助金を交付する	甲賀市社会的事業所運営事業費補助金要綱	0	① 事業費補助金	ア)義務的事業補助金	b)ソフト事業		要綱に定める額	障がい福祉課	廃止	障害者総合支援法の介護給付・訓練等給付に該当するため。					

資料 2																
番号	(1) 補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市 の負担率 が決まっ ている補助金	(2)		(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
		補助(負担)金額(円)		令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	最適化の方向性	方向性の判断 理由	
		前年度	本年度					① 事業費補助金	ア)義務的事業補助金	a)ハード事業	A)奨励団体 (市設立)			廃止		
								② 運営費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業	B)その他の 団体			縮小・改善・ 統合		
								③ 元利補給補助金		c)混合補助				継続		
令和2年度	令和3年度	④ その他補助金		※(8)で①を選 択の場合のみ 記入	※(8)で①以外 を選択の場合 のみ記入	拡充										
89	障害者共同作業所 整備費補助金	0	0	0	障害者共同作業所の施設又は 設備の整備に要する経費に対し 補助金を交付する	甲賀市障害者 共同作業所整 備費補助金交 付要綱	0	① 事業費 補助金	ア)義務的 事業補助 金	b)ソフト事 業		要綱に定める額	障がい福祉 課	廃止	民間社会福祉施設等整備費補助 金に該当するため。	
90	障害者共同作業所 入所事業費補助金	0	0	0	就業又は一般企業に雇用される ことが困難な在宅の障がいのあ る人を共同作業所に入所させ作 業指導等を行う事業に要する経 費に対して補助金を交付する	甲賀市障害者 共同作業所入 所事業費補助 金交付要綱	0	① 事業費 補助金	ア)義務的 事業補助 金	b)ソフト事 業		要綱に定める額	障がい福祉 課	廃止	障害者総合支援法の介護給付・訓 練等給付に該当するため。	
91	障害者小規模通所 授産施設運営費補 助金	0	0	0	小規模通所授産施設を利用する 在宅の障害者に、施設が作業指 導を行う経費に対して補助金を 交付する	甲賀市障害者 小規模通所授 産施設運営費 補助金交付要 綱	0	② 運営費 補助金	ア)義務的 事業補助 金		B)その他 の団体	要綱に定める額	障がい福祉 課	廃止	障害者総合支援法の介護給付・訓 練等給付に該当するため。	
92	経過的障害者デイ サービス事業費補 助金	0	0	0	甲賀市経過的障害者デイサービス 事業実施要綱(平成18年甲賀市告示 第60号。)に規定する事業を行う施設 に対し、当該事業に要する経費に対 し補助金を交付する。 (1) 日常生活訓練 (2) 創作、軽作業 (3) 社会適応訓練	経過的障害者 デイサービス事 業費補助金交 付要綱	0	① 事業費 補助金				要綱に定める額	障がい福祉 課	廃止	児童福祉法の障害児通所給付に 該当するため。	
93	精神障害者社会復 帰支援事業補助金	0	0	0	精神障害者共同作業所に通所す る者で社会復帰を望む者が早期 に復帰できるよう支援するため補 助金を交付する	甲賀市精神障 害者社会復帰 支援事業補助 金交付要綱	0	① 事業費 補助金	ア)義務的 事業補助 金	b)ソフト事 業		要綱に定める額	障がい福祉 課	廃止	所期の目的を達成したため	
94	精神障害者地域生 活援助事業運営費 補助金	0	0	0	精神障害者グループホーム)を運 営する者に対し、補助金を交付 する	甲賀市精神障 害者地域生活 援助事業運営 費補助金交付 要綱	0	② 運営費 補助金	ア)義務的 事業補助 金			要綱に定める額	障がい福祉 課	廃止	障害者総合支援法の訓練等給付 に該当するため。	

(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	資料 2				
番号	補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市の負担率 が決まっている補助金	補助(負担)金額(円)		令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	最適化の方向性	方向性の判断 理由					
								① 事業費補助金	ア)義務的 事業補助金	a)ハード事業	A)奨励団体 (市設立)			廃止						
		前年度	本年度					② 運営費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業	B)その他の 団体			縮小・改善・ 統合						
		令和2年度	令和3年度					③ 元利補給補助金		c)混合補助				継続						
								④ その他補助金		※(8)で①を選 択の場合のみ 記入	※(8)で①以外 を選択の場合 のみ記入			拡充						
95	障害児地域活動支援事業費補助金	0	0	0	障害のある子どもの健全育成を図るための事業に要する経費に対し補助金を交付する	甲賀市障害児地域活動支援事業費補助金交付要綱	0	① 事業費補助金				要綱に定める額	障がい福祉課	廃止	事業の内容が、放課後児童健全育成事業(障害児受入強化推進事業)、障害者地域交流事業等に該当するため					
96	盲知的障害児生活支援事業費補助金	0	0	0	障害のある子どもの健全育成を図るための事業に要する経費に対し補助金を交付する	甲賀市盲知的障害児生活支援事業費補助金交付要綱	0	① 事業費補助金	ア)義務的 事業補助金	b)ソフト事業		要綱に定める額	障がい福祉課	廃止	所期の目的を達成したため					
97	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	0	92,340,000	20,360,000	特例貸付を借り終わった世帯等で一定の要件を満たす世帯。 月額支給額 単身:60,000円、 2人:80,000円、3人以上:100,000円 支給期間 3か月(再支給3か月あり)	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱	21,780,000	④ その他補助金				特例貸付を借り終わった世帯等で一定の要件を満たす世帯。 月額支給額 単身:60,000円、 2人:80,000円、3人以上:100,000円 支給期間 3か月(再支給3か月あり)	生活支援課	継続	国の制度による事業であるため、 廃止されるまでは継続となる。 現時点での申請期限は8月末となっている。 国庫補助率10/10					
98	甲賀市社会福祉団体活動補助 社会福祉法人甲賀学園後援会 会長 村山 庄衛	400,000	400,000	400,000	社会福祉法人甲賀学園の後援会活動に対する支援	甲賀市社会福祉団体活動補助金交付要綱	400,000	② 運営費補助金	イ)市独補助金		B)その他の団体	・別表の範囲内で市長が定める額	子育て政策課	縮小・改善・統合	・極めて公益的な事業を実施する団体であり財源を有さないため継続を妥当とし、交付金化を検討する。					
99	甲賀市社会福祉団体活動補助 社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会 会長 嘉郷 重郷 林善彦	500,000	740,000	630,000	子ども食堂の開設・運営をサポートする社会福祉協議会に対する補助	甲賀市社会福祉団体活動補助金交付要綱	740,000	② 運営費補助金	イ)市独補助金		B)その他の団体	・別表の範囲内で市長が定める額	子育て政策課	縮小・改善・統合	委託化を検討する。 補助団体から他の団体への迂回助成については、検討が必要。					
100	プレイパーク整備推進モデル事業補助金 7件	1,441,000	1,447,000	1,447,000	子どもや保護者が安全・安心に遊べる場の確保、乳幼児から高齢者が触れあえ、地域全体で子どもを見守ることのできる環境の整備に対する補助	甲賀市プレイパーク整備推進事業補助金交付要綱	5,000,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	a)ハード事業		・率1/2 ・遊具:上限300千円 ・設備:上限500千円	子育て政策課	縮小・改善・統合	・終期を令和5年度としている。 ・令和6年度以降は、自治振興交付金のメニューへの一本化を検討。					

(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	資料 2	
番号	補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市の負担率が決まっている補助金	補助(負担)金額(円)		令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	最適化の方向性	方向性の判断 理由		
								① 事業費補助金	ア) 義務的事業補助金	ア) ハード事業	A) 奨励団体 (市設立)			廃止			
								② 運営費補助金	イ) 市独補助金	イ) ソフト事業	B) その他の 団体			縮小・改善・ 統合			
								③ 元利補給補助金		ロ) 混合補助				継続			
								④ その他補助金		※(8)で①を選択 した場合のみ 記入	※(8)で①以外 を選択の場合 のみ記入			拡充			
101	こうか子ども・子育て 応援団ネット ワーク形成事業補助 一般社団法人 ア プリコット 代表 鹿田 由香	-	34,000	34,000	子育て世代の団体等が、地域の 子育て支援に関する事業等を実施 する場合の経費の一部を補助	こうか子ども・ 子育て応援団 ネットワーク形 成事業補助金 交付要綱	400,000	① 事業費 補助金	イ) 市独補 助金	イ) ソフト事 業		・事業費の2/3 ・上限200千円 ・予算の範囲内	子育て政策 課	継続	公募によるもの。コロナ禍で小規模な活動となっている。活動団体は少なく、財源も少ないことから、継続を妥当とする。		
102	甲賀市病児・病後 児保育施設利用料 補助金 5件	-	6,000	6,000	市外の病児・病後児保育施設を 利用した場合にかかる利用料の うち、市内料金との差額分を補助	甲賀市病児・病 後児保育施設 利用料補助金 交付要綱	108,000	③ 元利補 給補助金	イ) 市独補 助金		B) 其他 の団体	市外利用料相当額（上限4,000円）から市 内利用料を減じた額	子育て政策 課	継続	市内での病児・病後児保育体制が 十分に整っていないため、継続を 妥当とし、保育体制の整備状況に より廃止を検討する。		
103	ひとり親家庭福祉 の会活動補助 甲賀市ひとり親家 庭福祉の会 代表 西田 喜代 子	700,000	700,000	700,000	ひとり親家庭福祉の会活動に対 する支援	甲賀市社会福 祉団体活動補 助金交付要綱	700,000	① 事業費 補助金	イ) 市独補 助金	イ) ソフト事 業		・別表の範囲内で市長が定める額	子育て政策 課	拡充	極めて公益的な事業を実施する 団体であり財源を有さないため 継続を妥当とする。市が実施し ているひとり親支援事業と統合 し、業務の拡大を予定してい る。		
104	甲賀市私立保育園 等運営補助金 (水口北保育園) ★地域活動事業	6,000	50,000	50,000	市内私立保育園等の円滑な運営 のため、園が実施する特別保育 事業に要する経費について補助 する。	甲賀市私立保 育園等運営補 助金交付要綱	50,000	② 運営費 補助金	イ) 市独補 助金		B) 其他 の団体	定額50,000円/件	保育幼稚園 課	継続	地域の特性又は創意工夫を生か した子育て支援サービスの提供等 を行う事業であり、継続とする。		
105	甲賀市私立保育園 等運営補助金 (水口北保育園) ★年度途中入園児 童対応保育士配置 補助事業	430,000	361,000	361,000	市内私立保育園等の円滑な運営 のため、園が実施する特別保育 事業に要する経費について補助 する。	甲賀市私立保 育園等運営補 助金交付要綱	1,000,000	② 運営費 補助金	イ) 市独補 助金		B) 其他 の団体	率1／2以内	保育幼稚園 課	継続	年度途中の入園に備えて事前に 保育士を配置する事業であり、継 続とする。		
106	甲賀市私立保育園 等運営補助金 (柏木保育園) ★地域活動事業	10,000	50,000	50,000	市内私立保育園等の円滑な運営 のため、園が実施する特別保育 事業に要する経費について補助 する。	甲賀市私立保 育園等運営補 助金交付要綱	50,000	② 運営費 補助金	イ) 市独補 助金		B) 其他 の団体	定額50,000円/件	保育幼稚園 課	継続	地域の特性又は創意工夫を生か した子育て支援サービスの提供等 を行う事業であり、継続とする。		

(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	資料 2	
番号	補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市の負担率 が決まっ ている補助金			令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	最適化の方向性	方向性の判断 理由		
		補助(負担)金額(円)						① 事業費補助金	ア)義務的事業補助金	a)ハード事業	A)奨励団体 (市設立)			廃止			
		前年度	本年度					② 運営費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業	B)その他の 団体			縮小・改善・ 統合			
		令和2年度	令和3年度					③ 元利補給補助金		c)混合補助				継続			
								④ その他補助金		※(8)で①を選 択の場合のみ 記入	※(8)で①以外 を選択の場合 のみ記入			拡充			
107	甲賀市私立保育園 等運営補助金 (柏木保育園) ★年度途中入園児 童対応保育士配置 補助事業	177,000	214,000	214,000	市内私立保育園等の円滑な運営 のため、園が実施する特別保育 事業に要する経費について補助 する。	甲賀市私立保 育園等運営補 助金交付要綱	1,000,000	② 運営費 補助金	イ)市独補 助金		B)その他 の団体	率1／2以内	保育幼稚園 課	継続	年度途中の入園に備えて事前に 保育士を配置する事業であり、継 続とする。		
108	甲賀市私立保育園 等運営補助金 (こうなん保育園) ★地域活動事業	20,000	20,000	20,000	市内私立保育園等の円滑な運営 のため、園が実施する特別保育 事業に要する経費について補助 する。	甲賀市私立保 育園等運営補 助金交付要綱	50,000	② 運営費 補助金	イ)市独補 助金		B)その他 の団体	定額50,000円/件	保育幼稚園 課	継続	地域の特性又は創意工夫を生か した子育て支援サービスの提供等 を行う事業であり、継続とする。		
109	甲賀市私立保育園 等運営補助金 (こうなん保育園) ★年度途中入園児 童対応保育士配置 補助事業	0	0	0	市内私立保育園等の円滑な運営 のため、園が実施する特別保育 事業に要する経費について補助 する。	甲賀市私立保 育園等運営補 助金交付要綱	1,000,000	② 運営費 補助金	イ)市独補 助金		B)その他 の団体	率1／2以内	保育幼稚園 課	継続	年度途中の入園に備えて事前に 保育士を配置する事業であり、継 続とする。		
110	甲賀市私立保育園 等運営補助金 (甲南のぞみ保育 園) ★地域活動事業	0	50,000	50,000	市内私立保育園等の円滑な運営 のため、園が実施する特別保育 事業に要する経費について補助 する。	甲賀市私立保 育園等運営補 助金交付要綱	50,000	② 運営費 補助金	イ)市独補 助金		B)その他 の団体	定額50,000円/件	保育幼稚園 課	継続	地域の特性又は創意工夫を生か した子育て支援サービスの提供等 を行う事業であり、継続とする。		
111	甲賀市私立保育園 等運営補助金 (甲南のぞみ保育 園) ★年度途中入園児 童対応保育士配置 補助事業	602,000	1,671,000	1,671,000	市内私立保育園等の円滑な運営 のため、園が実施する特別保育 事業に要する経費について補助 する。	甲賀市私立保 育園等運営補 助金交付要綱	1,000,000	② 運営費 補助金	イ)市独補 助金		B)その他 の団体	率1／2以内	保育幼稚園 課	継続	年度途中の入園に備えて事前に 保育士を配置する事業であり、継 続とする。		
112	甲賀市私立保育園 等運営補助金 (明照保育園) ★地域活動事業	50,000	50,000	50,000	市内私立保育園等の円滑な運営 のため、園が実施する特別保育 事業に要する経費について補助 する。	甲賀市私立保 育園等運営補 助金交付要綱	50,000	② 運営費 補助金	イ)市独補 助金		B)その他 の団体	定額50,000円/件	保育幼稚園 課	継続	地域の特性又は創意工夫を生か した子育て支援サービスの提供等 を行う事業であり、継続とする。		

(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	資料 2				
番号	補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市の負担率が決まっている補助金	補助(負担)金額(円)		令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	最適化の方向性	方向性の判断 理由					
								① 事業費補助金	ア)義務的事業補助金	a)ハード事業	A)奨励団体 (市設立)			廃止						
		前年度	本年度					② 運営費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業	B)その他の 団体			縮小・改善・ 統合						
		令和2年度	令和3年度					③ 元利補給補助金		c)混合補助				継続						
								④ その他補助金		※(8)で①を選 択の場合のみ 記入	※(8)で①以外 を選択の場合 のみ記入			拡充						
113	甲賀市私立保育園 等運営補助金 (明照保育園) ★年度途中入園児 童対応保育士配置 補助事業	111,000	186,000	186,000	市内私立保育園等の円滑な運営 のため、園が実施する特別保育 事業に要する経費について補助 する。	甲賀市私立保 育園等運営補 助金交付要綱	1,000,000	② 運営費 補助金	イ)市独補 助金		B)その他 の団体	率1／2以内	保育幼稚園 課	継続	年度途中の入園に備えて事前に 保育士を配置する事業であり、継 続とする。					
114	甲賀市私立保育園 等運営補助金 (貴生川認定こども 園 長時部) ★地域活動事業	0	0	0	市内私立保育園等の円滑な運営 のため、園が実施する特別保育 事業に要する経費について補助 する。	甲賀市私立保 育園等運営補 助金交付要綱	50,000	② 運営費 補助金	イ)市独補 助金		B)その他 の団体	定額50,000円/件	保育幼稚園 課	継続	地域の特性又は創意工夫を生か した子育て支援サービスの提供等 を行う事業であり、継続とする。					
115	甲賀市私立保育園 等運営補助金 (貴生川認定こども 園 長時部) ★年度途中入園児 童対応保育士配置 補助事業	0	0	0	市内私立保育園等の円滑な運営 のため、園が実施する特別保育 事業に要する経費について補助 する。	甲賀市私立保 育園等運営補 助金交付要綱	1,000,000	② 運営費 補助金	イ)市独補 助金		B)その他 の団体	率1／2以内	保育幼稚園 課	継続	年度途中の入園に備えて事前に 保育士を配置する事業であり、継 続とする。					
116	家庭的保育事業所 等運営補助金 ★年度途中入園予 定児童受入事業	0	4,489,000	4,489,000	市内家庭的保育事業所等の円 滑な運営のため、事業所が実施 する特別保育事業に要する経費 について補助する。	甲賀市家庭的 保育事業所等 運営補助金交 付要綱	6,000,000	② 運営費 補助金	イ)市独補 助金		B)その他 の団体	率1／2以内	保育幼稚園 課	継続	家庭的保育事業所等において、年 度途中入園予定児童を受け入れ ることは待機児童解消には必須で あり、小規模の事業所を支援する ため継続とする。					
117	保育士等就職一時 金給付事業	2,400,000	3,600,000	3,600,000	市内の私立保育園等に勤務する 保育士等の人数の増加を目的 に、雇用されている保育士に対し 就職時に一時金を交付する。	甲賀市保育士 等就職一時金 交付要綱	11,400,000	① 事業費 補助金	イ)市独補 助金	b)ソフト事 業		定額200,000円/人	保育幼稚園 課	継続	保育人材士確保のため継続する。					
118	保育士等家賃補助 金交付事業	397,000	587,000	587,000	市内の私立保育園等に勤務する 保育士等の人数の増加を目的 に、市内園に勤務し、市内の民 間賃貸住宅に移住した保育士等 に対し家賃の一部を補助する。	甲賀市保育士 等家賃補助金 交付要綱	1,620,000	① 事業費 補助金	イ)市独補 助金	b)ソフト事 業		上限27,000円/人(月額)	保育幼稚園 課	継続	保育人材士確保のため継続する。					

(1)		(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	資料 2	
番号	補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市の負担率 が決まっている補助金	補助(負担)金額(円)		令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	方向性の判断 理由				
								① 事業費補助金	ア)義務的事業補助金	a)ハード事業	A)奨励団体 (市設立)							
		② 運営費補助金	イ)市独補助金					b)ソフト事業	B)その他の 団体									
		③ 元利補給補助金						c)混合補助										
		④ その他補助金						※(8)で①を選 択の場合のみ 記入	※(8)で①以外 を選択の場合 のみ記入									
119	私立幼稚園等振興 補助金 (水口幼稚園)	24,864,000	22,444,000	22,444,000	市内私立幼稚園等の振興を図る ことを目的に補助する。 障害児加配補助、看護師配置 補助、 ICT推進システム導入補助	甲賀市私立幼 稚園等振興補 助金交付要綱	22,684,000	② 運営費 補助金	イ)市独補 助金		B)その他 の団体	・人件費(障害児加配)10/10 ・人件費(看護師)10/10 ・ICT導入 3/4(上限1,000千円)	保育幼稚園 課	縮小・改 善・統合	私立認定こども園の新設、また、 近年中には、残る私立幼稚園も認 定こども園に移行予定であること から、認定こども園の補助要綱とし て統合する。			
120	私立幼稚園等振興 補助金 (甲南幼稚園)	10,014,000	3,723,000	3,247,000	市内私立幼稚園等の振興を図る ことを目的に補助する。 障害児加配補助、看護師配置 補助、 ICT推進システム導入補助	甲賀市私立幼 稚園等振興補 助金交付要綱	8,856,000	② 運営費 補助金	イ)市独補 助金		B)その他 の団体	・人件費(障害児加配)10/10 ・人件費(看護師)10/10 ・ICT導入 3/4(上限1,000千円)	保育幼稚園 課	縮小・改 善・統合	私立認定こども園の新設、また、 近年中には、残る私立幼稚園も認 定こども園に移行予定であること から、認定こども園の補助要綱とし て統合する。			
121	私立幼稚園等振興 補助金 (貴生川認定こども 園 短時部)	1,646,000	0	0	市内私立幼稚園等の振興を図る ことを目的に補助する。 障害児加配補助、看護師配置 補助、 ICT推進システム導入補助	甲賀市私立幼 稚園等振興補 助金交付要綱	2,892,000	② 運営費 補助金	イ)市独補 助金		B)その他 の団体	・人件費(障害児加配)10/10 ・人件費(看護師)10/10 ・ICT導入 3/4(上限1,000千円)	保育幼稚園 課	縮小・改 善・統合	私立認定こども園の新設、また、 近年中には、残る私立幼稚園も認 定こども園に移行予定であること から、認定こども園の補助要綱とし て統合する。			
122	私立幼稚園等振興 補助金 (ここのっす園 短 時部)	0	0	0	市内私立幼稚園等の振興を図る ことを目的に補助する。 障害児加配補助、看護師配置 補助、 ICT推進システム導入補助	甲賀市私立幼 稚園等振興補 助金交付要綱	2,892,000	② 運営費 補助金	イ)市独補 助金		B)その他 の団体	・人件費(障害児加配)10/10 ・人件費(看護師)10/10 ・ICT導入 3/4(上限1,000千円)	保育幼稚園 課	縮小・改 善・統合	私立認定こども園の新設、また、 近年中には、残る私立幼稚園も認 定こども園に移行予定であること から、認定こども園の補助要綱とし て統合する。			
123	甲賀市職親会活動 事業補助金 信楽町職親会 会長 奥田敏史	20,000	20,000	20,000	職親会の活動に対する補助金 定額	甲賀市補助 金等交付規則 甲賀市職親 会活動補助 金交付要綱 (内規)	20,000	① 事業費 補助金	イ)市独 補助金	b)ソフト事 業		予算の範囲内	商工労政課	継続	市民生活及び市内中小企業に有 益な、公益的事業を実施する団体 を支援するものであるため。			
124	女性の資格取得企 業支援事業補助金	221,000	400,000	202,000	女性従業員の資格取得の促進 1/2補助(上限100千円)	甲賀市女性 の資格取得 企業支援事 業補助金交 付要綱	400,000	① 事業費 補助金	イ)市独 補助金	b)ソフト事 業		補助率 2分の1(イクボス宣言企業等の認証 企業は3分の2) 補助上限 100千円	商工労政課 女性活躍推 進室	継続	継続実施する。			

資料 2																
番号	(1) 補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市 の負担率 が決まっ ている補助金	(2)		(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
		補助(負担)金額(円)		令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	最適化の方向性	方向性の判断 理由	
								① 事業費補助金	ア)職務的事業補助金	a)ハード事業	A)奨励団体 (市設立)			廃止		
								② 運営費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業	B)その他の 団体			縮小・改善・ 統合		
								③ 元利補給補助金		c)混合補助				継続		
		前年度	本年度													
		令和2年度	令和3年度													
125	女性の専門職資格 取得助成事業補助 金	140,000	450,000	173,000	18歳以下の子を養育中の無職ま たは非正規社員の女性の資格取 得の促進 1/2補助(上限50千円)	甲賀市女性 の専門職資 格取得助成 事業補助金 交付要綱	450,000	① 事業費 補助金	イ)市独 補助金	b)ソフト事 業		補助率 2分の1以内 補助上限 50千円	商工労政課 女性活躍推 進室	継続	継続実施する。	
126	滋賀県シルバー人 材センター連合会 補助金 公益社団法人滋賀 県シルバー人材セ ンター連合会 会長 平田正男	300,000	300,000	300,000	滋賀県シルバー人材センター連 合会事業に対する補助 対象事業費の1/4以内	公益社団法 人滋賀県シ ルバー人材 センター連 合会事業費 補助金交付 要綱	800,000	① 事業費 補助金	イ)市独 補助金	b)ソフト事 業		補助率 4分の1以内 補助上限 予算の範囲内	商工労政課	継続	高齢者の雇用促進に必要な、公 益的事業を実施する団体を支援す るものであるため。	
127	甲賀市シルバー人 材センター補助金 公益社団法人甲賀 市シルバー人材セ ンター 理事長 平田正男	20,036,000	20,036,000	20,036,000	公益社団法人甲賀市シルバー人 材センターが実施する高齢者 労働能力活用事業に対する補助 対象事業費の10/10以内	甲賀市高年 齢者労働能 力活用事業 費補助金交 付要綱	20,036,000	① 事業費 補助金	イ)市独 補助金	b)ソフト事 業		補助率 10分の10以内 補助上限 予算の範囲内	商工労政課	継続	高齢者の能力活用に必要な、公 益的事業を実施する団体を支援す るものであるため。	
128	甲賀市企業人権啓 発推進協議会補助 金 甲賀市企業人権啓 発推進協議会 会長 江籠 達	320,000	320,000	288,000	甲賀市企業人権啓発推進協議 会の運営に対する補助 定額	甲賀市補助 金等交付規 則	320,000	① 事業費 補助金	イ)市独 補助金	b)ソフト事 業		予算の範囲内	商工労政課	継続	市民生活及び市内中小企業に有 益な、公益的事業を実施する団体 であるため。	
129	信楽伝統産業会館 運営企画事業補助 信楽伝統産業会館 運営委員会 会長 大原耕造	1,670,000	2,000,000	2,000,000	信楽伝統産業会館の企画展示 事業に係る補助 定額	甲賀市陶業 振興事業補 助金交付要 綱	2,000,000	① 事業費 補助金	イ)市独 補助金	b)ソフト事 業		事業を推進するに当たって必要な経費の10 分の10以内の金額で、予算額を超えない範 囲とする。	商工労政課	継続	信楽焼産地関係者自らの企画運 営により、かねてから効果的な陶 業振興が図られているため。	
130	創業支援補助金	957,000	1,500,000	1,472,000	市内での創業促進を図るため、 新たに創業を希望する小規模事 業者を対象として創業にかかる 経費に対する補助 補助対象経費の2分の1補助、上 限30万円	甲賀市創業 支援補助金 交付要綱	1,500,000	① 事業費 補助金	イ)市独 補助金	c)混合補 助		補助率 2分の1以内 補助上限 300千円	商工労政課	継続	継続実施する。	

(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	資料 2	
番号	補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市の負担率が決まっている補助金	補助(負担)金額(円)		令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	最適化の方向性	方向性の判断 理由		
								① 事業費補助金	ア)義務的事業補助金	a)ハード事業	A)奨励団体 (市設立)			廃止			
		② 運営費補助金	イ)市独補助金					b)ソフト事業	B)その他の 団体	縮小・改善・ 統合							
		③ 元利補給補助金						c)混合補助		継続							
		④ その他補助金						※(8)で①を選 択の場合のみ 記入	※(8)で①以外 を選択の場合 のみ記入	拡充							
131	クラウドファンディング支援事業補助金	—	1,500,000	602,000	クラウドファンディングを活用して新たな製品・サービスを開発する市内事業者に対し、クラウドファンディングにかかる手数料の一部を助成 補助対象経費の4分の3補助、上限30万円	甲賀市クラウドファンディング支援事業補助金交付要綱	1,500,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業		補助率 4分の3以内の 補助上限 300千円	商工労政課	継続	継続実施する。		
132	奨学金等返還支援金	—	4,000,000	77,400	甲賀市内の企業・事業所で働かれる市民の奨学金返還を、就職された月から5年間(60ヶ月間)で最大100万円(上限20万円／年)を支援	甲賀市奨学金等返還支援金交付要綱	4,000,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業		補助率 返還額の4分の3又は10分の10以内 補助上限 年額200千円(60月で1,000千円)	商工労政課	継続	市内企業・事業所の人員確保と若者の移住・定住促進に有効な事業であるため。		
133	甲賀市工業会運営事業補助金 甲賀市工業会 会長 則安 宏	400,000	800,000	800,000	甲賀市工業会事業の円滑運営のための補助 定額	甲賀市工業会運営事業補助金交付要綱	800,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業		補助率 定額 補助上限 1,000千円以内で予算の範囲内	商工労政課	継続	製造業は市の経済や雇用を支える主要な産業である。会の運営は、ほとんどが会費等の自己財源で賄われているが、補助金は、会の設立経過を踏まえ、引き続き市の主要な工業振興施策として必要であるため。		
134	商工会事業補助金 甲賀市商工会 会長 辻 彰	40,112,000	40,112,000	40,112,000	甲賀市商工業の振興と地域経済基盤の安定を図ることを目的に、その指導的役割を担う商工会の運営に対する補助 定額	甲賀市中小企業団体補助金交付要綱	50,112,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業	B)その他の団体	補助率 定額 補助上限 予算の範囲内	商工労政課	継続	市内商工業及び中小・小規模事業者の振興に必要な公益的事業を支援するものであるため		
135	信楽焼振興協議会運営事業補助金 信楽焼振興協議会 会長 奥田立博	5,600,000	5,600,000	5,600,000	陶芸の森での展示事業や信楽焼の普及活動等、総合的な信楽焼振興事業に対する補助	甲賀市陶業振興事業補助金交付要綱	5,600,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業	A)奨励団体(市設立)	事業を推進するに当たって必要な経費の内、事業費及び管理費の2分の1、人件費の3分の2及び流通対策事業経費の10分の10を合算した金額で、予算額を超えない範囲とする。	商工労政課	継続	地場産業の振興に必要な公益的事業を支援するものであるため		
136	信楽焼伝統工芸士会事業補助金 信楽焼伝統工芸士会 会長 高原誠治	250,000	250,000	250,000	信楽焼の振興と伝統工芸士の育成を目的に交流会や展示会の開催に要する経費に対する補助	甲賀市陶業振興事業補助金交付要綱	250,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業		補助率 2分の1以内 補助上限 予算の範囲内	商工労政課	継続	地場産業の振興に必要な公益的事業を支援するものであるため		

(1)		(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	資料 2	
番号	補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市の負担率が決まっている補助金	補助(負担)金額(円)		令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	最適化の方向性	方向性の判断 理由			
								① 事業費補助金	ア)職務的事業補助金	a)ハード事業	A)奨励団体 (市設立)			廃止				
		② 運営費補助金	イ)市独補助金					b)ソフト事業	B)その他の 団体	縮小・改善・ 統合								
		③ 元利補給補助金						c)混合補助		継続								
		④ その他補助金						※(8)で①を選 択の場合のみ 記入	※(8)で①以外 を選択の場合 のみ記入	拡充								
137	陶都・信楽まつり 運営事業補助金 陶都・信楽まつり 実行委員会 実行委員長 森 幹雄	1,835,000	1,930,000	1,530,000	信楽焼や観光の振興、地域の活 性化のために開催される行事に 対する補助	甲賀市陶業 振興事業補 助金交付要 綱	4,500,000	① 事業費 補助金	イ)市独 補助金	b)ソフト事 業		補助率 2分の1以内 補助上限 予算の範囲内	商工労政課	継続	地場産業の振興に必要な公益的 事業を支援するものであるため			
138	地域産業活性化支 援事業補助金 信楽高等学校地域 支援協議会 会長 奥田 工	5,700,000	(8,580,000) 8,095,000	7,500,000	市内の滋賀県立高等学校へ全 国募集枠により入学した生徒の 宿舍生活等の支援に取り組む地 域支援協議会に対する補助 対象生徒一人当たり60,000円(宿 舎費55,000円＋生活諸費5,000 円)	甲賀市地域 産業活性化 支援事業補 助金交付要 綱	11,160,000	① 事業費 補助金	イ)市独 補助金	b)ソフト事 業		補助率 対象生徒一人当たり住居支援55千 円／月＋生活支援5千円／月 補助上限 予算の範囲内	商工労政課	継続	地場産業の振興に必要な公益的 事業を支援するものであるため			
139	信楽まちなか芸術 祭運営事業補助 信楽まちなか芸術 祭実行委員会 実行委員長 高畑 宏亮	1,760,000	5,600,000	5,000,000	信楽焼の振興を目的として地域 の資源を活用し、まちなかでの展 示やまち歩きイベントなどを市民 が主体的に行う事業に対する補 助 定額	甲賀市陶業 振興事業補 助金交付要 綱	0	① 事業費 補助金	イ)市独 補助金	b)ソフト事 業		補助率 10／10以内 補助上限 予算の範囲内	商工労政課	継続	地場産業の振興に必要な公益的 事業を支援するものであるため			
140	甲賀市薬業振興事 業補助金交付事業 甲賀のくすりコン ソーシアム 会長 大北正人	—	2,000,000	1,814,381	本市の地場産業である薬業の振 興を図るため対象となる団体が 行う事業に対する補助 定額	甲賀市薬業 振興事業補 助金交付要 綱	2,000,000	① 事業費 補助金	イ)市独 補助金	b)ソフト事 業		補助率 10／10以内 補助上限 予算の範囲内	商工労政課	継続	地場産業の振興に必要な公益的 事業を支援するものであるため			
141	甲賀市個人事業主 臨時支援金	11,237,500	1,337,500	1,762,500	新型コロナウイルス感染症拡大 に伴う経済的負担を軽減するた め社会福祉協議会が実施する 「緊急小口資金等の特例」を受け た個人事業主に貸付額の一部を 支援 特例貸付による貸付額の4分の1 以内とし、最大5万円	甲賀市個人 事業主臨時 支援金交付 要綱	0	④ その他 補助金	イ)市独 補助金		B)その他 の団体	補助率 特例貸付による貸付額の4分の1以 内 補助上限 50千円	商工労政課	廃止	コロナ禍の影響を受ける事業者を 支援するものであるため。			
142	甲賀市地場産品販 売促進事業補助金	1,848,102	4,165,000	4,155,000	滋賀県近江の地場産品購入によ るおもてなし向上事業費補助金 の給付を受け、甲賀の地場産品 を購入した事業者に対する補助 (自己負担額の1/2以内、上限 166,000円)	甲賀市地場 産品販売促 進事業補助 金交付要綱	0	① 事業費 補助金	イ)市独 補助金	b)ソフト事 業		補助率 県補助制度による自己負担額の2分 の1以内 補助上限 166千円	商工労政課	廃止	コロナ禍の影響を受ける事業者を 支援するものであるため。			

(1)		(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)		(13)	(14)	(15)	資料 2	
番号	補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市の負担率 が決まっている補助金			令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	最適化の方向性	方向性の判断 理由				
		補助(負担)金額(円)						① 事業費補助金	ア) 農務的事業補助金	a) ハード事業	A) 奨励団体 (市設立)			廃止					
		前年度	本年度					② 運営費補助金	イ) 市独補助金	b) ソフト事業	B) その他の 団体			縮小・改善・ 統合					
		令和2年度	令和3年度					③ 元利補給補助金		c) 混合補助				継続					
								④ その他補助金		※(8)で①を選 択の場合のみ 記入	※(8)で①以外 を選択の場合 のみ記入			拡充					
143	甲賀市山村振興地域における小売事業者等支援金	—	9,000,000	5,400,000	山村振興地域において地域住民の生活の維持に重要な役割を担っている飲食料品等の小売事業者等に30万円を支援	甲賀市山村振興地域における小売事業者等支援金交付要綱	6,000,000	④ その他補助金	イ) 市独補助金		B) その他の団体	補助額 一律30万円	商工労政課	廃止	コロナ禍の影響を受ける事業者を支援するものであるため。				
144	甲賀市事業継続支援金	—	140,000,000	#####	滋賀県事業継続支援金を受給された市内に本店を有する中小企業者等の事業継続を支援 滋賀県事業継続支援金1期あたり10万円とし、最大20万円を限度	甲賀市事業継続支援金交付要綱	0	④ その他補助金	イ) 市独補助金		B) その他の団体	補助上限 200千円(滋賀県事業継続支援金1期当たり100千円)	商工労政課	廃止	コロナ禍の影響を受ける事業者を支援するものであるため。				
145	住宅リフォーム補助金	37,414,000	45,000,000	32,060,000	●市民が自己居住用住宅を市内の施工業者に発注して行うリフォーム工事費用に対する補助 補助対象工事費の20%以内(三世代同居30万円以内、子育て世帯20万円以内、福祉世帯15万円以内、一般世帯10万円以内) ●甲賀市空き家等実態調査で空き家等と判断された物件を市内の施工業者に発注して行うリフォーム工事費用に対する補助 補助対象経費の50%以内(空き家活用50万円以内、農地付空き家活用100万円、現代版忍者屋敷50万円以内) ●市内でサテライトオフィス等を整備するため市内の施工業者に発注して行うリフォーム工事費用に対する補助 補助対象経費の50%以内(100万円以内) ※それぞれに加算事項(1ターン加算100万円、Uターン加算50万円、びわ湖材使用上限10万円)あり。	甲賀市三世代同居・定住促進リフォーム事業補助金交付要綱 甲賀市子育て応援・定住促進リフォーム事業補助金交付要綱 甲賀市空き家活用リフォーム事業補助金交付要綱 甲賀市農地付き空き家活用リフォーム事業補助金交付要綱 甲賀市現代版忍者屋敷リフォーム事業補助金交付要綱 甲賀市サテライトオフィス等整備リフォーム事業補助金交付要綱	45,000	① 事業費補助金	イ) 市独補助金	a) ハード事業	補助率 20%又は50% 補助上限100千円～500千円(びわ湖材使用100千円、Uターン世帯500千円、1ターン世帯1,000千円の補助上限引上げ措置あり)	商工労政課	継続	市民の定住促進及び市内建設事業者の受注増加に必要な事業であるため。					
146	岡本太郎記念展運営事業 岡本太郎と信楽展 実行委員会 実行委員長 藤田仁史	—	4,500,000	4,500,000	信楽焼の振興を目的とし、日本六古窯の構成文化財である芸術家の岡本太郎作品に関する記念展示に対する補助	甲賀市陶業振興事業補助金交付要綱	0	① 事業費補助金	イ) 市独補助金	b) ソフト事業		補助率 10分の10以内 補助上限 予算の範囲内	商工労政課	継続	地場産業の振興に必要な公益的事業を支援するものであるため				
147	就職氷河期インターンシップ補助金	—	0	0	市内在住の35歳から54歳までの就職氷河期世代の方を対象に、職場を体験する機会を提供し、正規雇用への就職活動を支援する市内事業所に対し補助金を交付する。 職場体験者1者につき1万円	甲賀市就職氷河期世代職場体験支援金交付要綱	130,000	① 事業費補助金	イ) 市独補助金	b) ソフト事業		職場体験者1者につき1万円とする。ただし、支援金の交付は、支援対象者毎に職場体験者1者につき各年度1回限りとする。	商工労政課	継続	当時の社会情勢の影響により希望する就職が叶わなかった市民の正社員雇用に向けて必要な施策であるため。				

(1)		(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)		(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	資料 2	
番号	補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市の負担率 が決まっている補助金	補助(負担)金額(円)		令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	最適化の方向性	方向性の判断 理由				
								① 事業費補助金	ア)義務的事業補助金	a)ハード事業	A)奨励団体 (市設立)			廃止					
		② 運営費補助金	イ)市独補助金					b)ソフト事業	B)その他の 団体	縮小・改善・ 統合									
		③ 元利補給補助金						c)混合補助		継続									
		④ その他補助金						※(8)で①を選 択の場合のみ 記入	※(8)で①以外 を選択の場合 のみ記入	拡充									
148	八田焼保存振興事業補助金 八田焼保存振興会 実行委員長 森 幹雄	0	0	0	八田焼の振興を目的に調査研究 や展示会の開催に対する補助	甲賀市陶業 振興事業補助金交付要綱	50,000	① 事業費 補助金	イ)市独 補助金	b)ソフト事業		補助率 2分の1以内 補助上限 予算の範囲内	商工労政課	継続	地場産業の振興に必要な公益的 事業を支援するものであるため				
149	甲賀市観光地関連 施設整備事業費補助基金 一般社団法人甲賀 市観光まちづくり協 会及び信楽町観光 協会	0	0	0	観光客の利便性の向上や誘致 促進を図るための観光地関連施設 の整備に対して補助する。 年間観光客入込客数10千人以上 の施設を補助対象	甲賀市観光地 関連施設整備 事業費補助金 交付要綱	0	① 事業費 補助金	イ)市独補 助金	a)ハード事業		限度額 ①駐車場整備5,000千円 ②公衆トイレ整備 10,000千円 補助対象経費の2分の1	観光企画推 進課	継続	観光客の利便性の向上や誘致促進 を図るため、観光入込客の多い 観光地関連施設の整備に対して補助 を継続する。				
150	甲賀市道の駅あいの 土山運営事業者組織 強化事業補助金 道の駅あいの土山指定 管理者(株)道の駅 あいの土山)	0	1,200,000	1,200,000	道の駅あいの土山の再整備に併 せて運営する事業者の基盤強化 を図るため補助する。	甲賀市道の駅 あいの土山運営 事業者組織 強化事業補助 金交付要綱	5,000,000	① 事業費 補助金	イ)市独補 助金	b)ソフト事業		限度額 予算の範囲内 補助対象事業費10分の10	観光企画推 進課	拡充	道の駅再整備計画を進めるにあたり、 運営事業者についても、施設規模 拡大に併せた組織強化を行う必要 があり、リニューアルオープン後、 一定軌道に乗せるまで補助を行う ことにより、持続可能な運営組織 としていく必要がある。				
151	甲賀市観光振興事業 費補助金 (一般社団法人甲賀 市観光まちづくり協 会及び信楽町観光協 会活動補助) 一般社団法人甲賀 市観光まちづくり協 会及び信楽町観光協 会	11,240,000	11,400,000	9,936,805	観光客の誘致促進を図るため組織 の充実と活動の育成をするため 補助する。 前年度決算額の会費収入の2倍 を超えない範囲で事業計画に必要 な経費を積み上げにより算定	甲賀市観光振 興事業費補助 金交付要綱	12,920,000	① 事業費 補助金	イ)市独補 助金	c)混合補助		定額	観光企画推 進課	継続	本市における観光振興の中心 的な役割を担う観光協会が、地 域と連携して取り組む観光誘客 事業等に対する支援であることか ら今後も継続する。				
152	甲賀市観光振興事業 費補助金 (一般社団法人甲賀 市観光まちづくり協 会及び信楽町観光協 会観光客受入体制 組織運営補助) 一般社団法人甲賀 市観光まちづくり協 会及び信楽町観光協 会	17,439,000	25,791,390	24,696,510	観光振興を図るため組織の充実 と育成を目指し補助する。(人件 費) 局長、マネージャー、職員、パート・ 嘱託、手当(通勤・時間外)でそれ ぞれの単価で積み上げ。	甲賀市観光振 興事業費補助 金交付要綱	25,791,390	② 運営費 補助金	イ)市独補 助金		A)奨励団体(市 設立)	定額	観光企画推 進課	継続	本市における観光振興の中心 的な役割を担う観光協会が、観 光客の誘致促進を図るための組 織運営を行うことに対する支援 であることから今後も継続する。				

(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	資料 2	
番号	補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市 の負担率が決まってい る補助金			令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	最適化の方向性	方向性の判断 理由		
		① 事業費補助金	ア)義務的事業補助金					ア)ハード事業	A)奨励団体 (市設立)	廃止							
		② 運営費補助金	イ)市独補助金					イ)ソフト事業	B)その他の 団体	縮小・改善・ 統合							
		③ 元利補給補助金						ロ)混合補助		継続							
		④ その他補助金						※(ロ)で①を選 択の場合のみ 記入	※(ロ)で①以外 を選択の場合 のみ記入	拡充							
153	甲賀市歴史文化都市構築事業補助金 ①各種団体等 ②各種団体等 ③旅行事業者	19,000,000	15,000,000	5,573,000	市内に点在する歴史・文化資源の磨き上げにより観光まちづくりの機運を高めることで交流人口の拡大を図り、観光事業者の起業及び観光産業の促進を図るため	甲賀市歴史文化都市構築事業補助金交付要綱	57,000,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	ロ)混合補助		①イベント事業 上限700千円(国指定等2,000千円) ※3年目以降段階的に減額、最大7年補助 補助率 事業費の1/2(市内2/3) ②磨き上げ事業 最大300千万円 事業費の2/3 ③バス乗り入れ補助 上限50千円/台(50台まで) 信楽高原鉄道乗車費用の2/3を補助、旅行者1名当たり旅行代金最大3千円を補助	観光企画推進課	継続	バス乗り入れ事業については、市外からの団体観光客の誘客促進により、本市の観光振興を図ることを目的としたものである。令和4年度については新型コロナウイルス感染症の影響からの脱却を図るため、支援を強化したものである。次年度以降も、社会情勢等を考慮しながら、柔軟に対応する。		
154	観光事業者運営支援補助金	0	105,000,000	0	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光関連事業者又は飲食事業者が、市内事業者から補助対象期間内に仕入れた甲賀市産食材等の購入費の一部を補助し、市産食材のさらなるPR、地産地消の促進により、アフターコロナに向けた観光誘客を応援する。 市内の観光関連事業者又は飲食事業者	甲賀市観光事業者運営支援補助金交付要綱	0	① 事業費補助金	イ)市独補助金	ロ)ソフト事業		①市産食材の仕入れに対する補助 補助対象経費の2分の1(上限200千円) ※ただし、市産食材のみ購入・申請の場合は上限300千円 ②市産食材の納品に対する補助 定額50千円	観光企画推進課	継続	新型コロナウイルス感染症により影響を受けた観光事業者の支援を目的とした事業であることから、要綱は継続し、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況や社会情勢を考慮しながら対応をしたい。		
155	農業後継者団体補助 水口町企業農業者クラブ 代表 今井 大智	118,000	86,000	86,000	農業後継者団体の活動に対し、その活動費の一部を補助する。 (活動費の1/3以内) (市1/1)	甲賀市農業振興事業等補助金交付要綱	300,000	② 運営費補助金	イ)市独補助金		B)その他の団体	・補助対象経費の率1/3 上限300千円	農業振興課	継続	年々減少の一途を辿る農業後継者で構成する団体であり、研修活動(農業技術研修・製造技術研修・茶産地研修)に対する経費補助を継続することで農業後継者の育成を図る。		
156	茶防霜設備整備事業補助 茶生産者	2,529,000	3,025,000	3,025,000	防霜ファンの新設、更新を促進するため、整備費用の1/2又は1/3を補助する。 (市1/1)	甲賀市農業振興事業等補助金交付要綱	3,700,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	ア)ハード事業		1 新設(対象ほ場において新規で設営する場合) 補助対象経費の1/2(1,000円未満切り捨て) 2 更新(対象ほ場において修繕や交換をする場合) 補助対象経費の1/3(1,000円未満切り捨て)	農業振興課	継続	茶防霜設備に係る経費補助を継続することで甲賀の茶振興や品質の向上を図る。		
157	茶改植等支援事業補助 土山町茶業協会 会長 吉村 忠夫 信楽町茶業協会 会長 井田 龍平	1,988,250	1,759,440	1,759,440	茶園の老朽化により品質低下や減収を招いていることから、茶樹の若返りを加速化するため、国の改植等支援事業に加え、6万円/10aを補助する。 (市1/1)	甲賀市農業振興事業等補助金交付要綱	3,000,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	ア)ハード事業		1 改植又は新植60千円/10a 2 台切り 30千円/10a	農業振興課	継続	茶改植に係る経費補助を継続することで甲賀の茶振興や品質の向上を図る。		
158	有機栽培促進事業補助 土山町茶業協会 会長 吉村 忠夫 信楽町茶業協会 会長 井田 龍平 滋賀県茶業会議所 会頭 岩永 峯一	19,946,228	2,718,180	2,718,180	施肥体系を化学肥料から有機質肥料を主体とした施肥体系に切り替え、環境に配慮した滋味香気の優れた茶の栽培を行う肥料代の1/2を補助する。 (市1/1)	甲賀市農業振興事業等補助金交付要綱	980,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	ア)ハード事業	27	補助対象経費の1/2(1,000円未満切り捨て)	農業振興課	継続	有機質肥料に係る経費補助を継続することで、環境に配慮した滋味香気の優れた甲賀の茶を生産し甲賀の茶振興や品質の向上を図る。		

(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	資料 2				
番号	補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市の負担率が決まっている補助金	補助(負担)金額(円)		令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	最適化の方向性	方向性の判断 理由					
								① 事業費補助金	ア)職務的事业補助金	a)ハード事業	A)奨励団体 (市設立)			廃止						
		前年度	本年度					② 運営費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業	B)その他の 団体			縮小・改善・ 統合						
		令和2年度	令和3年度					③ 元利補給補助金		c)混合補助				継続						
								④ その他補助金		※(8)で①を選 択の場合のみ 記入	※(8)で①以外 を選択の場合 のみ記入			拡充						
159	荒廃茶園再生支援 事業補助 茶生産者	244,600	480,400	480,400	他の所有者が放棄した茶樹の剪定・抜根に係る経費を補助。 (市定額: 中切りー50千円/10a, 台切りー100千円/10a, 抜根ー200千円/10a)	甲賀市農業振興事業等補助金交付要綱	1,500,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	a)ハード事業		1 中切り 50千円／10a 2 台切り 100千円／10a 3 抜根 200千円／10a	農業振興課	継続	他の所有者が放棄した茶樹を伐根に係る経費補助を継続することで甲賀の茶振興や育成環境の保全を図る。					
160	一般財団法人 滋賀県青果物生産安定資金協会特別管理資金 一般財団法人 滋賀県青果物生産安定資金協会 理事長 山川浩史	72,860	74,144	74,144	対象青果物の平均販売価格が保証基準単価を下回った部分について補給金を行うための資金造成に関する特別管理資金を一定基準により負担する。 (市1/1)	(一財)滋賀県青果物生産安定資金協会の特別管理資金に関する取扱規程	74,000	② 運営費補助金	イ)市独補助金		B)その他の団体	対象青果物(キャベツ、きゅうり、だいこん、玉ねぎ、トマト、はくさい)の平均販売価格が保証基準単価を下回った部分について補給金を行うための資金造成に関する特別管理資金を一定の基準により負担する。	農業振興課	継続	対象作物の価格保証に係る経費補助を継続することで甲賀の青果物振興や生産環境の改善を図る。					
161	耕作放棄地解消事業補助	0	687,120	687,120	水田(耕作放棄地)において、景観作物(ひまわり、コスモス)を作付けする経費に対し、8千円/10aを補助する。 (市1/1)	甲賀市農業振興事業等補助金交付要綱	1,200,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	a)ハード事業		8,000円/10a	農業振興課	継続	耕作放棄された水田に景観作物(ひまわり、コスモス等)を作付けする経費補助を継続することで甲賀の水稲振興や育成環境の保全を図る。					
162	園芸作物栽培設備設置事業補助 農業者	4,072,000	8,250,000	8,250,000	水田にて販売用の園芸作物を栽培している者であって、園芸作物の生産施設の設営に係る経費の1／3を補助する。 (市1/1 上限は1,000千円)	甲賀市農業振興事業等補助金交付要綱	5,000,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	a)ハード事業		・市内水田にて販売用の園芸作物を栽培している者であって園芸作物の生産施設の設営に係る経費の1/3を補助(上限1,000千円)	農業振興課	継続	水田にて販売用の園芸作物の生産施設の設営に係る経費補助を継続することで施設園芸作物の栽培に取り組もうとする農業者への支援を行い甲賀の園芸作物振興や特産品育成環境の構築を図る					
163	園芸作物新技術導入設備設置事業補助 農業者	18,000	125,000	125,000	水田にて販売用の園芸作物を栽培している者であって、園芸作物の新技術設備導入に係る経費の1／3を補助する。 (市1/1 上限は50千円)	甲賀市農業振興事業等補助金交付要綱	500,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	a)ハード事業		・園芸作物の新技術導入設備に係る経費の1/3を補助(上限50千円)	農業振興課	継続	水田にて販売用の園芸作物の新技術導入設備に係る経費補助を継続することで施設園芸作物の栽培に取り組もうとする農業者への支援を行い甲賀の園芸作物振興や特産品育成環境の構築を図る					

(1)		(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	資料 2	
番号	補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市の負担率が決まっている補助金	補助(負担)金額(円)		令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	方向性の判断 理由				
								① 事業費補助金	ア)職務的事业補助金	a)ハード事業	A)奨励団体 (市設立)							
		② 運営費補助金	イ)市独補助金					b)ソフト事業	B)その他の 団体									
		③ 元利補給補助金						c)混合補助										
		④ その他補助金						※(8)で①を選 択の場合のみ 記入	※(8)で①以外 を選択の場合 のみ記入									
164	野菜等生産用機械 購入補助 農業者	438,000	502,000	502,000	水田にて販売用の園芸作物を栽培している者であって、園芸作物の栽培又は収穫に必要な機械の購入に係る経費の1／3を補助する。 (市1/1 上限は50千円) 伝統野菜(鮎河菜・杉谷なすび・杉谷とうがらし・かんぴょう)の栽培又は収穫に係る経費 (市1/1 上限は100千円)	甲賀市農業振興事業等補助金交付要綱	800,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	a)ハード事業		・園芸作物(野菜・果樹・花き)の栽培又は収穫に必要な機械の購入に係る経費の1/3を補助(上限50千円) ・伝統野菜の栽培又は収穫に係る経費の1/3を補助(上限100千円)	農業振興課	継続	水田にて販売用の園芸作物や伝統野菜の収穫に必要な機械の購入に係る経費の補助を継続することで施設園芸作物の栽培に取り組もうとする農業者への支援を行い甲賀の園芸作物振興や伝統野菜の育成環境の構築を図る			
165	園芸作物苗購入・販路拡大推進事業補助 農業者・甲賀農業協同組合 代表理事組合長 池村 正	1,340,000	4,459,000	4,459,000	①水田にて販売用の園芸作物を栽培している者であって、園芸作物(野菜・果樹・花き)の苗の購入に係る経費の1／3を補助する。(市1/1 上限は50千円) ②甲賀農業協同組合が市内で生産されている園芸作物をPRする際に係る経費の1／2を補助する。 (市1/1 上限は800千円) ③園芸作物(野菜・果樹・花き)の栽培又は収穫に必要なレンタル機械の導入に係る経費の1／2を補助する。(市1/1)	甲賀市農業振興事業等補助金交付要綱	5,250,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	a)ハード事業		・水田にて販売用の園芸作物の苗の購入に係る経費の1/3を補助(上限50千円) ・市内で生産されている園芸作物をPRする際に係る経費の1/2を補助 ・園芸作物の栽培又は収穫に必要なレンタル機械の導入に係る経費の1/2を補助	農業振興課	継続	水田にて販売用の園芸作物の苗の購入に係る経費や園芸作物のPRに係る経費、園芸作物の栽培又は収穫に必要なレンタル機械の導入に係る経費の補助を継続することで施設園芸作物の栽培に取り組もうとする農業者への支援を行い甲賀の園芸作物振興や育成環境の構築を図る			
166	チャレンジ農業推進事業補助 農業者	2,742,000	2,659,000	2,659,000	水田にて販売用の園芸作物を栽培している者であって、収益性や難易度の高い新たな作物の栽培にチャレンジするために必要な資材に係る経費の2／3を補助する。 (市1/1 上限は2,500千円)	甲賀市農業振興事業等補助金交付要綱	3,720,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	a)ハード事業		補助対象経費の2／3(1, 000円未満切り捨て)上限2, 500千円	農業振興課	継続	水田にて新たに作付けする販売用の高収益な農作物の栽培にチャレンジする者等に必要な経費補助を継続することで栽培に取り組もうとする農業者等への支援を行い甲賀の農作物振興や特産品育成環境の構築を図る			
167	中山間地域農業機械設備導入補助 農業者	4,932,000	5,037,000	5,037,000	中山間地域の農業の担い手が経営の安定化を図るために必要な機械の導入にかかる経費の1／3を補助する。 (市1/1 上限500千円)	甲賀市農業振興事業等補助金交付要綱	3,000,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	a)ハード事業		経費の1／3を補助 上限500千円	農業振興課	継続	中山間地域の農業の担い手が経営の安定化を図るために必要な機械の導入に必要な経費補助を継続することで農業担い手等への支援を行い甲賀の農作物振興と育成環境の構築を図る			

(1)		(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	資料 2	
番号	補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市の負担率 が決まっている補助金	補助(負担)金額(円)		令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	最適化の方向性	方向性の判断 理由			
		補助(負担)金額(円)						① 事業費補助金	ア)職務的事業補助金	a)ハード事業	A)奨励団体 (市設立)			廃止				
		前年度	本年度					② 運営費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業	B)その他の 団体			縮小・改善・ 統合				
		令和2年度	令和3年度					③ 元利補給補助金		c)混合補助				継続				
								④ その他補助金		※(8)で①を選 択の場合のみ 記入	※(8)で①以外 を選択の場合 のみ記入			拡充				
168	人・農地プラン作成 推進交付金 大澤農事改良組合 藤本 昭和 他	2,000,000	400,000	400,000	将来の地域の農業の設計図となる「人・農地プラン」の作成に新たに取り組む集落に対して20万円／組織を支援する。 (市1/1)	甲賀市農業振興事業等補助金交付要綱	1,000,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業		200千円／団体	農業振興課	継続	農業が厳しい状況に直面していく中で、持続可能な力強い農業を実現するための基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく「人・農地プラン」の策定に要する経費補助を継続することで農業者への支援を行い甲賀の農業振興や環境整備を図る。			
169	農園施設整備支援 事業補助 市民農園開設者	500,000	1,000,000	1,000,000	遊休農地等を農園に活用するために必要な農地整備、施設整備の費用に支援を図る。 (市1/1)	甲賀市農業振興事業等補助金交付要綱	1,000,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	a)ハード事業		500千円/a 上限500千円	農業振興課	継続	遊休農地等を農園に活用するために必要な農地整備、施設整備、獣害防止柵又は資材に係る費用経費補助を継続することで耕作放棄地解消に繋がり、甲賀の農業振興や環境整備を図る。			
170	新規就農者支援事業補助 新規就農者	0	1,000,000	1,000,000	新規就農に係る初期投資の負担を軽減するため、50歳以上65歳未満の新規就農者に対し、500千円／1人補助する。 (市1/1)	甲賀市農業振興事業等補助金交付要綱	5,000,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業		500千円/1人	農業振興課	拡充	新規就農に係る初期投資の負担軽減を図るため必要な経費補助を拡充することし新規就農者(認定農業者)のさらなる育成を図るため。			
171	家畜防疫事業補助 甲賀酪農部会 会長 中谷成一	660,000	660,000	660,000	家畜の疾病を未然に防ぐため、ワクチン等の接種に係る経費について、事業費の1/3を限度に補助する。 (市1/1)	甲賀市農業振興事業等補助金交付要綱	660,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業		補助対象経費の1/3を補助	農業振興課	継続	家畜予防接種に係る経費補助を継続することで甲賀の畜産振興や生育環境の保全を図る。			

(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	資料 2	
番号	補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市の負担率 が決まっ ている補助金	補助(負担)金額(円)		令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	最適化の方向性	方向性の判断 理由		
		補助(負担)金額(円)						① 事業費補助金	ア)農務的事業補助金	a)ハード事業	A)奨励団体 (市設立)			廃止			
		前年度	本年度					② 運営費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業	B)その他の 団体			縮小・改善・ 統合			
		令和2年度	令和3年度					③ 元利補給補助金		c)混合補助				継続			
								④ その他補助金		※(8)で①を選 択の場合のみ 記入	※(8)で①以外 を選択の場合 のみ記入			拡充			
172	酪農ヘルパー事業 補助 甲賀酪農部会 会 長 中谷成一	240,000	240,000	240,000	酪農家の労力を軽減するため、 家畜の世話代行派遣に係る経費 について事業費の1/5を限度に 補助する。 (市1/1)	甲賀市農業振 興事業等補助 金交付要綱	240,000	① 事業費 補助金	イ)市独補 助金	b)ソフト事 業		補助対象経費の1/5を補助	農業振興課	継続	酪農ヘルパー利用に係る経費補 助を継続することで甲賀の畜産振 興や生育環境の保全を図る。		
173	市単独小規模土地 改良事業補助	13,304,000	19,269,000	18,400,000	受益者による施設の小規模改修 により、生産基盤の安定並びに 施設災害の防止を図る。 災害により被災した農地・農業用 施設の機能復旧を図る。	甲賀市土地改 良事業補助金 交付要綱	10,250,000	① 事業費 補助金	イ)市独補 助金	a)ハード事 業		・施設整備事業、かんがい排水事業、農道整 備事業、ほ場整備事業30% ・暗渠排水事業客土事業20% ・ため池整備事業、井堰整備事業50% ・農地災害復旧事業50% (激甚指定された災害70%) ・施設災害復旧事業65% (激甚指定された災害85%)	農村整備課	継続	耐用年数が経過している施設の改 修や補修等が必要であり、営農が 持続可能となるよう、受益者による 施設の小規模改修により、生産基 盤の安定並びに施設災害の防止 を図るため、また、災害により被災 した農地・農業用施設の機能復旧 を図るために継続する。		
174	地域森林造成推進 事業補助 (滋賀中央森林組 合)	1,640,000	1,640,000	1,640,000	適正な森林管理と収益性確保のた めの森林組合事業経費への補助 〔管内3市町の合同補助金〕 民有林面積割 1,140,000円 均等割 500,000円 予算の範囲内による定額補助	甲賀市林業振 興事業 補助金交付要 綱	1,640,000	① 事業費 補助金	イ)市独補 助金	a)ハード事 業		・予算の範囲内 ・管内3市町(湖南市・日野町)の合同補助金 均等割＋民有林面積割	林業振興課	継続	・補助対象経費を明確にする (湖南市及び日野町とも調整が必 要)		
175	森林組合受託造林 事業補助 (滋賀中央森林組 合)	6,000,000	6,000,000	5,145,161	山林所有者より受託して施業す る間伐、新植、枝打、除伐、下 刈、附帯施設に要する経費への 補助 事業費の5%以内(獣害防止柵 設置は10%以内)	甲賀市林業振 興事業 補助金交付要 綱	6,000,000	① 事業費 補助金	イ)市独補 助金	a)ハード事 業		・事業費の5%以内 ・獣害防止柵は事業費の10%以内	林業振興課	拡充	・森林環境譲与税の活用		
176	緑化推進委員会活 動補助 (甲賀市緑化推進 委員会)	126,000	126,000	126,000	緑化推進委員会の活動運営経 費に対する補助 予算の範囲内による定額補助	甲賀市林業振 興事業 補助金交付要 綱	126,000	② 運営費 補助金	イ)市独補 助金		A)奨励団 体(市設 立)	・予算の範囲内	林業振興課	継続	・補助対象経費を明確にする		
177	林業振興会補助 (甲賀愛林クラブ・ かふか林業研究 会)	200,000	200,000	200,000	林業振興を図るために実施され る活動運営経費に対する補助 会員数による定額補助	甲賀市林業振 興事業 補助金交付要 綱	200,000	② 運営費 補助金	イ)市独補 助金		B)その他 の団体	・会員数による定額補助 会員数 50人未満 50,000円以内 50人以上100人未満 100,000円以内 100人以上 150,000円以内	林業振興課	継続	・地域での林業振興や里山整備に 係る取組みを推進しているため、 取り組む団体の増加を期待してい る ・補助対象経費の明確化を検討		
178	森林組合林道補修 事業補助 (滋賀中央森林組 合)	2,000,000	5,000,000	5,000,000	森林組合が管理する林道の維持 管理に係る補修・修繕経費への 補助 予算の範囲内による定額補助 〔107路線(滋賀中央森林組 合)〕	甲賀市林業振 興事業 補助金交付要 綱	4,000,000	① 事業費 補助金	イ)市独補 助金	a)ハード事 業		・予算の範囲内	林業振興課	継続	・補助対象経費を明確にする		

(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	資料 2	
番号	補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市の負担率 が決まっている補助金	補助(負担)金額(円)		令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	最適化の方向性	方向性の判断 理由		
								① 事業費補助金	ア)義務的事業補助金	a)ハード事業	A)奨励団体 (市設立)			廃止			
		② 運営費補助金	イ)市独補助金					b)ソフト事業	B)その他の 団体	縮小・改善・ 統合							
		③ 元利補給補助金						c)混合補助		継続							
		④ その他補助金						※(8)で①を選 択の場合のみ 記入	※(8)で①以外 を選択の場合 のみ記入	拡充							
179	林業振興活動事業補助 《上下流連携の森 林づくり事業 補助》 (甲賀愛林クラブ・油 日・上野共有生産森 林組合)	166,000	118,000	118,000	林業振興を図るために圏域で実 施される活動に要する経費への 補助 予算の範囲内による定額補助	甲賀市林業振 興事業 補助金交付要 綱	500,000	① 事業費 補助金	イ)市独補 助金	b)ソフト事 業		・予算の範囲内	林業振興課	継続	・市の森林の下流域の都市部の市 民団体や企業等と連携し森づくり の活性化を推進しているため、取 り組む団体の増加を期待している ・補助対象経費の明確化を検討		
180	緊急間伐促進事業 補助 (滋賀中央森林組 合)	3,000,000	7,500,000	7,500,000	森林整備条件不利地の間伐経 費への補助 補助対象事業費の全額補助	甲賀市林業振 興事業 補助金交付要 綱	4,000,000	① 事業費 補助金	イ)市独補 助金	a)ハード事 業		・補助対象事業の全額補助	林業振興課	拡充	・森林環境譲与税の活用		
181	甲賀市木の駅プロ ジェクト支援事業 (甲賀木の駅運営 委員会・かふか林 業研究会	120,000	1,000,000	1,000,000	自伐型林業団体の活動経費へ の補助 間伐材等搬出運搬 定額1,000 円/t 資機材・土場の整備 [市100%補助金]	甲賀市木の駅 プロジェクト支 援事業 補助金交付要 綱	1,000,000	② 運営費 補助金	イ)市独補 助金		B)その他 の団体	・間伐材等搬出運搬にかかる定額補助(1,000 円/t) ・土場の整備等	林業振興課	継続	・地域の里山整備のため、自伐型 林業団体の新設や活動を推進して いるため		
182	甲賀市びわ湖材利 用促進事業	0	0	0	甲賀市産木材をはじめとするびわ 湖材の利用拡大による木材の地産 地消の推進 補助対象施設は、びわ湖材等の使 用量又は施工面積が一定以上確保 されたもの 補助対象事業費(消費税相当額 含)は30万円以上	甲賀市びわ湖 材利用促進事 業補助金交付 要綱	0	① 事業費 補助金	イ)市独補 助金	a)ハード事 業		・補助率:補助対象事業費の2/3以内 ・補助金上限額:1施設当たり1,000万円 補助対象経費が補助対象経費全体の過半 に満たない場合は、上限を1施設当たり500万 円)	林業振興課	継続	・(自治会)公共建築物等への木材 の利用促進 ・びわ湖材の利用拡大による木材 の地産地消を推進し、自伐型林業 につなげる		
183	甲賀市木の駅プロ ジェクト推奨事業	0	0	0	自伐型林業団体の活動経費へ の補助 間伐材等搬出運搬 定額1,250 円/t 資機材・土場の整備 1/2以内(上限500千円以内)	甲賀市木の駅 プロジェクト推 奨事業補助金 交付要綱	0	① 事業費 補助金	イ)市独補 助金	a)ハード事 業		・間伐材等搬出運搬にかかる定額補助(1,250 円/t) ・土場の整備等	林業振興課	廃止	・甲賀市木の駅プロジェクト支援事 業補助金と統合		
184	甲賀市間伐材搬出 対策事業	0	0	0	琵琶湖森林づくり基金を活用した公 益的機能が高度に発揮される森林 づくりを推進するため、滋賀県間伐 材搬出対策事業実施要領に基づき、 間伐材搬出路作設に対する補助	甲賀市間伐材 搬出対策事業 補助金交付要 綱	0	① 事業費 補助金	イ)市独補 助金	a)ハード事 業		・補助単価:滋賀県森林・林業関係補助金交 付要綱第2条に定められた額	林業振興課	廃止	所期の目的を達成したため		
185	甲賀市鳥獣防除活 動推進事業補助金 交付要綱	0	0	0	地域における鳥獣の防除に関す る活動を行う区・自治会及びそれ らと同等の団体に対し、鳥獣の集 団居住地を防止するために、木 や竹を伐採する経費のうち、別表 の率を掛け1,000円未満切り捨て た額を交付する。	甲賀市鳥獣防 除活動推進事 業補助金交付 要綱	0	① 事業費 補助金	イ)市独補 助金	a)ハード事 業		○木伐採委託費 当該事業費の75%以内で予算の範囲内 ○竹林伐採費 ○機器リース料 ○伐採処分料 ○その他市長が特別に定めるもの 当該事業費の50%以内で予算の範囲内	林業振興課 獣害対策室	廃止	・所期の目的を達成したため。		
186	農作物獣害防止対 策事業	372,000	1,752,000	1,324,000	野生動物による農産物被害防止 技術導入に係る経費への補助 (防護柵・電気柵等) ※補助金の額 補助対象経費 の1/2	甲賀市農業振 興事業等補助 金交付要綱	472,000	① 事業費 補助金	イ)市独補 助金	a)ハード事 業		補助対象経費の1／2(1,000円未満切り捨て)。ただし、上限は滋賀県自治振興交付金 選択事業実施要綱に定める事業費	林業振興課 獣害対策室	継続	・鳥獣による農産物被害が続く限り 必要であるため。		

(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	資料 2	
番号	補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市の負担率 が決まっ ている補助金	補助(負担)金額(円)		令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	最適化の方向性	方向性の判断 理由		
								① 事業費補助金	ア)農林の事業補助金	a)ハード事業	A)奨励団体 (市設立)			廃止			
		② 運営費補助金	イ)市独補助金					b)ソフト事業	B)その他の 団体	縮小・改善・ 統合							
		③ 元利補給補助金						c)混合補助		継続							
		④ その他補助金						※(8)で①を選 択の場合のみ 記入	※(8)で①以外 を選択の場合 のみ記入	拡充							
187	狩猟免許取得支援 事業	400,000	400,000	168,200	狩猟免許取得に係る試験手数料、事前講習会、診断書等に係る経費への補助 ※補助金の額 補助対象経費と同額 上限20千円	甲賀市農業振興事業等補助金交付要綱	400,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業		補助対象経費と同額。ただし、上限は20千円	林業振興課 獣害対策室	継続	・鳥獣による農産物被害が続く限り必要であるため。		
188	法定猟具購入等事業	1,700,000	1,700,000	1,390,600	銃器又は法定猟具の購入又は製作に係る経費への補助 ※補助金の額 補助対象経費の1/2 上限 銃器200千円、わな100千円 ※年度内1人1回限度	甲賀市農業振興事業等補助金交付要綱	1,700,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	a)ハード事業		1 補助対象経費の1／2(100円未満切り捨て)。ただし、上限は銃器200千円、わな100千円 2 1人年度1回を限度	林業振興課 獣害対策室	継続	・鳥獣による農産物被害が続く限り必要であるため。		
189	有害鳥獣捕獲団体活動補助事業	1,663,000	1,752,000	1,454,400	甲賀地域鳥獣被害防止計画に基づく地域狩猟者団体の有害鳥獣捕獲活動に係る経費への補助 ※補助金の額 定額補助 会員数 21名以上 144千円 20名以下 80千円 免許補助 銃 4,500円/人 わな網 4,500円/人	甲賀市農業振興事業等補助金交付要綱	1,667,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業		定額補助 1 会員数21名以上 144千円 2 会員数20名以下 80千円 ○免許によつての補助 1 銃 4,500円／人 2 わな網 4,500円／人	林業振興課 獣害対策室	継続	・鳥獣による農産物被害が続く限り必要であるため。		
190	有害捕獲動物処理費用補助事業	0	0	0	有害捕獲許可を受けた者が有害捕獲した動物の死体処理を民間事業者に委託する際にかかる経費のうち、自己負担額(10千円)を除いた額	甲賀市農業振興事業等補助金交付要綱	0	① 事業費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業		補助対象経費から自己負担金(10千円)を除いた額	林業振興課 獣害対策室	縮小・改善・ 統合	・所期の目的を達成したため。		
191	獣害に強い里づくり事業	600,000	600,000	577,200	集落環境点検によって見出された課題を克服するための事業に係る経費への補助 ※補助金の額 補助対象経費と同額 上限300千円 ※1地区1回限度	甲賀市農業振興事業等補助金交付要綱	580,800	① 事業費補助金	イ)市独補助金	c)混合補助		1 補助対象経費と同額。ただし、上限は300千円 2 集落環境点検後3年以内とし、1地区1回を限度	林業振興課 獣害対策室	継続	・鳥獣による農産物被害が続く限り必要であるため。		

(1)		(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	資料 2	
番号	補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市の負担率が決まっている補助金			令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	最適化の方向性	方向性の判断 理由			
								① 事業費補助金	ア)職務的事業補助金	a)ハード事業	A)奨励団体 (市設立)			廃止				
		② 運営費補助金	イ)市独補助金					b)ソフト事業	B)その他の 団体	縮小・改善・ 統合								
		③ 元利補給補助金						c)混合補助		継続								
		④ その他補助金						※(8)で①を選 択の場合のみ 記入	※(8)で①以外 を選択の場合 のみ記入	拡充								
192	総合鳥獣害防止対策事業	311,000	608,000	554,000	野生動物による農作物被害防止技術導入に係る経費への補助(資材費のみ) ※補助金の額 補助対象経費の3/10	甲賀市農業振興事業等補助金交付要綱	712,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	a)ハード事業		野生動物による農作物被害防止技術導入に係る経費(資材費のみ。) ア サル用電気柵(他の防止技術との組み合わせ不可) イ ニホンジカ用防除網 ウ イノシシ、サル又はニホンジカ用電気柵 エ ニホンジカ用フェンス オ イノシシ用フェンス カ 滋賀県農業技術振興センターが開発した「簡易防護柵」 キ サル除けハウス等 ア～カ 補助対象経費の3／10(1,000円未満切り捨て)。ただし、上限は滋賀県自治振興交付金選択事業実施要綱に定める事業費の額 キ 補助対象経費の3／10(1,000円未満切り捨て)。ただし、上限は50千円	林業振興課 獣害対策室	継続	・鳥獣による農産物被害が続く限り必要であるため。			
193	侵入防止柵修繕補助事業	600,000	600,000	199,979	侵入防止柵(国交付金事業)を修繕する資材の購入にかかる経費 上限:100千円 1地区1回限り	甲賀市農業振興事業等補助金交付要綱	600,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	a)ハード事業		1 補助対象経費と同額。ただし、上限100千円 2 1地区1回を限度	林業振興課 獣害対策室	継続	・鳥獣による農産物被害が続く限り必要であるため。			
194	緩衝帯整備事業補助事業	700,000	1,400,000	1,273,800	集落環境点検実施地区の緩衝帯整備に係る経費への補助(5年管理契約、0.3ha～1.0ha未満) ※補助金の額 補助対象経費と同額 上限700千円/ha ※1地区1回限度	甲賀市農業振興事業等補助金交付要綱	700,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	a)ハード事業		1 補助対象経費と同額。ただし、上限は700千円／ha 2 1地区1回を限度	林業振興課 獣害対策室	継続	・鳥獣による農産物被害が続く限り必要であるため。			
195	甲賀市土地区画整理事業助成金	194,554,000	412,116,000	412,116,000	土地区画整理法第3条第2項の規定による土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に対し、健全な市街地の造成を促進し、公共の福祉の増進に資することを目的に助成金を交付する。	甲賀市土地区画整理事業助成規則	0	① 事業費補助金	イ)市単独補助金	c)混合補助		組合設立までの費用 調査測量 権利調査 事業計画書作成 設立認可申請 埋蔵文化財調査 全額 公共施設の築造に要する費用 河川法の規定に基づく河川及び公共下水道雨水幹線 築造費 本工事の全額 道路法の規定に基づく幹線道路(幅員8メートル以上) 築造費 本工事の全額 区画道路(幅員6メートルを超える場合) 用地費 全額(幅員6メートルを超える部分) 築造費 2分の1以内(幅員6メートルを超える部分) 既設の市道の改良(幅員6メートルを超える拡幅)用地費 全額(拡幅分のみ)補償費 全額 築造費 全額 水路(施行地区外から流入し、地区内を通過する既設の水路に代わる幅員1.5メートル以上の幹線水路)用地費 全額築造費 2分の1以内 公園(事業面積の3/4パーセントを超える場合)用地費 2分の1以内(ただし、事業面積の3/4パーセントを超える部分) 築造費 2分の1以内 調整池(ただし、自然流下式とし、事業完了後の所有権及び管理は、市とする。)用地費 全額 築造費 2分の1以内	都市計画課	拡充	人口流出を防ぐ受け皿としての住宅用地整備を、市街化調整区域やこれまでの基準以下の面積のにおいても促進するため。			

(1)		(2)		(3)		(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)		(13)	(14)	(15)	資料 2	
番号	補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市の負担率 が決まっている補助金			令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	最適化の方向性	方向性の判断 理由					
		補助(負担)金額(円)						① 事業費補助金	ア)義務的事業補助金	a)ハード事業	A)奨励団体 (市設立)			廃止						
		前年度	本年度					② 運営費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業	B)その他の 団体			縮小・改善・ 統合						
		令和2年度	令和3年度					③ 元利補給補助金		c)混合補助				継続						
								④ その他補助金		※(8)で①を選 択の場合のみ 記入	※(8)で①以外 を選択の場合 のみ記入			拡充						
196	甲賀市都市再生整備計画事業補助金	-	2,000,000	2,000,000	地域住民が主体となったまちづくり活動(駅前広場や周辺の景観整備等)に対する補助金	甲賀市都市再生整備計画事業補助金交付要綱	0	① 事業費補助金	ア)義務的事業補助金	c)混合補助		補助事業の内容に応じ、予算の範囲内で市長が別に定める。	都市計画課	継続	実施中の甲南駅周辺整備事業のほか、貴生川駅周辺整備事業等、今後においても国の都市構造再編集集中支援事業の実施を想定するため。					
197	甲賀市街なみ環境修景整備事業補助金交付要綱	0	400,000	400,000	街なみ景観の整備、歴史的街なみの保全及び再生のため 補助率1/2、限度額40万円	甲賀市街なみ環境修景整備事業補助金交付要綱	0	① 事業費補助金	イ)市単独補助金	a)ハード事業		上限 400,000円 補助率 1/2以内 予算の範囲内	都市計画課	継続	街なみ景観の整備、歴史的街なみの保全及び再生に必要なため					
198	甲賀市景観重要建造物等保存事業補助金交付要綱	0	0	0	良好な景観形成に寄与する景観重要建造物及び景観重要樹木の保存のため	甲賀市景観重要建造物等保存事業補助金交付要綱	0	① 事業費補助金	イ)市単独補助金	a)ハード事業		景観重要建造物 景観形成地区及び景観協定区域 →10万円以上の事業であって、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額以内で、150万円を限度 その他の区域 →10万円以上の事業であって、補助対象経費の合計額に5分の1を乗じて得た額以内で、30万円を限度 景観重要樹木 景観形成地区及び景観協定区域 →10万円以上の事業であって、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額以内で、20万円を限度 その他の区域 →補助対象経費の合計額に5分の1を乗じて得た額以内で、4万円を限度 予算の範囲内	都市計画課	継続	良好な景観形成に寄与する景観重要建造物及び景観重要樹木の保存のため					
199	甲賀市下水道事業会計補助金	666,633,000	638,793,000	638,793,000	下水道事業会計への汚水処理(収益事業分)に係る一般会計補助金	甲賀市補助金等交付規則	652,721,000	④ その他補助金	ア)義務的事業補助金		B)その他の団体		都市計画課	継続	企業会計の安定経営を図るため。 毎年度総務省が発出する繰出基準等に基づき交付するものであるため。					
200	甲賀市下水道事業会計負担金	38,903,000	38,825,000	38,825,000	下水道事業会計への雨水処理に係る一般会計負担金	甲賀市補助金等交付規則	43,684,000	④ その他補助金	ア)義務的事業補助金		B)その他の団体		都市計画課	継続	企業会計の安定経営を図るため。 毎年度総務省が発出する繰出基準等に基づき交付するものであるため。					

(1)		(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)		(13)	(14)	(15)	資料 2	
番号	補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市の負担率 が決まっている補助金	補助(負担)金額(円)		令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	最適化の方向性	方向性の判断 理由				
								① 事業費補助金	ア) 義務的事業補助金	a) ハード事業	A) 奨励団体 (市設立)			廃止					
								② 運営費補助金	イ) 市独補助金	b) ソフト事業	B) その他の 団体			縮小・改善・ 統合					
		③ 元利補給補助金						c) 混合補助		継続									
		④ その他補助金						※(8)で①を選 択の場合のみ 記入	※(8)で①以外 を選択の場合 のみ記入	拡充									
201	甲賀市コミュニティバス運行対策費補助金	307,426,000	336,067,000	336,067,000	道路運送法に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受け、市長とコミュニティバス事業及びデマンドタクシー事業の輸送契約を締結した事業者に対し、市民生活に必要な不可欠な路線運行維持のために必要な経費について交付する。	甲賀市コミュニティバス運行対策費補助金交付要綱	341,302,000	① 事業費補助金	イ) 市独補助金	b) ソフト事業		予算の範囲内	公共交通推進課	継続	市内のコミュニティバス路線等、市民が移動するための交通手段を当補助金を支出することで維持する必要があるため。				
202	甲賀市バス停留所整備事業費補助金	526,170	51,766	51,766	地域の実情に合わせたバス停留所を整備することが公共交通の利便性向上に資することを鑑み、甲賀市行政区設置規則に定める各行政区の区長がバス停留所の新設、修繕等を行う場合、そのかかる費用の一部について交付する。	甲賀市バス停留所整備事業費補助金交付要綱	0	① 事業費補助金	イ) 市独補助金	a) ハード事業		対象経費の3分の1又は30万円のいずれか低い方の金額	公共交通推進課	継続	区において実施されるバス停修繕等の取り組みを金銭面において支援し、快適な待合環境の整備を進める必要があるため。				
203	甲賀市地域路線バス運行事業補助金	3,000,000	3,000,000	3,000,000	市民生活に必要な不可欠なバス路線の運行を維持するため、乗合バス事業法の許可を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を行う事業者に対し、その路線維持にかかる費用について予算の範囲内で交付する。	甲賀市地域路線バス運行事業補助金交付要綱	3,000,000	① 事業費補助金	イ) 市独補助金	b) ソフト事業		運送収益から一般管理費を除く運送経費を引いた額又は300万円のいずれか低い額	公共交通推進課	継続	地域住民にとって必要不可欠なバス路線を維持するために、当補助金による事業者支援が必要であるため。				
204	甲賀市信楽高原鐵道利用促進協議会補助金	500,000	500,000	500,000	信楽高原鐵道の利用増強を目的とする協議会への補助	甲賀市信楽高原鐵道利用促進協議会補助金交付要綱	500,000	② 運営費補助金	イ) 市独補助金		B) その他の団体	・ 通常事業 補助対象経費の2分の1以内（上限500千円） ・ 特定事業 補助対象経費の10分の10以内（上限1件につき3,000千円）	公共交通推進課	継続	信楽高原鐵道の利用促進について、金銭面で支援し、さらなる鉄道の利用促進を進める必要があるため。				
205	甲賀市信楽高原鐵道運営費補助金	0	0	0	信楽高原鐵道株式会社の経営安定による安全運行の確保を目的として、予算の範囲内において補助金を交付する。	甲賀市信楽高原鐵道運営費補助金交付要綱	0	② 運営費補助金	イ) 市独補助金		B) その他の団体	・ 補助対象経費の10分の10	公共交通推進課	廃止	・ 所期の目的を達成したため。				
206	甲賀市信楽高原鐵道ビジョン策定支援補助金	0	0	0	信楽高原鐵道株式会社が、地域公共交通としての役割を果たすために、経営改善に向けて取り組むビジョンの策定に必要な経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。	甲賀市信楽高原鐵道ビジョン策定支援補助金交付要綱	0	① 事業費補助金	イ) 市独補助金	b) ソフト事業		・ 補助対象経費の2分の1	公共交通推進課	廃止	・ 所期の目的を達成したため。				

(1)		(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	資料 2	
番号	補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市の負担率 が決まっている補助金	補助(負担)金額(円)		令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	最適化の方向性	方向性の判断 理由			
								① 事業費補助金	ア)義務的 事業補助金	a)ハード事業	A)奨励団体 (市設立)			廃止				
		② 運営費補助金	イ)市独補助金					b)ソフト事業	B)その他の 団体	縮小・改善・ 統合								
		③ 元利補給補助金						c)混合補助		継続								
		④ その他補助金						※(8)で①を選 択の場合のみ 記入	※(8)で①以外 を選択の場合 のみ記入	拡充								
207	甲賀市鉄道駅バリアフリー化設備整備事業補助金	0	0	0	高齢者及び障害者を含めた全ての人が鉄道を安全かつ円滑に利用できるようにするため、市内に所在する鉄道駅においてバリアフリー化設備整備事業を行う鉄道事業者に対して、予算の範囲内において補助金を交付する	甲賀市鉄道駅バリアフリー化設備整備事業補助金交付要綱	0	① 事業費補助金	イ)市独補助金	a)ハード事業		・補助対象経費の3分の1	公共交通推進課	継続	バリアフリー化をより進めていくために必要。			
208	民間賃貸住宅家賃補助事業	12,907,350	14,772,207	8,814,057	住宅困窮者の居住の安定を確保するため、民間賃貸住宅入居者に対し、家賃の一部を補助します。また、安心安全な住まいの提供を目的として、旧耐震基準の市営住宅から民間賃貸住宅等への住替えを推進し、対象者に住替え補助を行います。	甲賀市民間賃貸住宅家賃補助事業実施要綱 甲賀市営住宅建替事業等実施要綱	16,918,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業		家賃月額(月の途中で別の民間賃貸住宅へ転居した場合には、いずれか低い方の家賃月額)の2分の1に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、2万円を限度とする。	住宅建築課	拡充	民間の賃貸住宅入居者のみが対象ではあるが、初期費用や移転費等の負担なく、家賃の一部を補助するものであり、ニーズに応じた拡充の検討が必要と考える。			
209	民間ブロック塀等耐震対策事業費補助	447,000	304,000	179,000	道路に面し、地震等で倒壊するおそれがあるブロック塀等の撤去工事を実施する者に対し、10万円を上限として補助します。	甲賀市ブロック塀等撤去事業補助金交付要綱	500,000	① 事業費補助金	ア)義務的 事業補助金	a)ハード事業		撤去するブロック塀等の壁面の面積に1平方メートル当たり3,000円を乗じて得た額又は撤去費用の2分の1に相当する額のどちらか低い額で、10万円を限度とする。	住宅建築課	継続	毎年度一定数の申請があり、ブロック塀等の耐震対策に寄与しているため、継続して事業を行う必要があると考える。			
210	空き家住宅等除却事業補助	0	2,400,000	2,400,000	安全な生活環境の確保又は地域社会の活性化のため、空き家住宅等の除却工事を行う者に対し、80万円を上限として補助します。	甲賀市空き家住宅等除却事業補助金交付要綱	5,700,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業		補助対象工事に要する経費と国の定める除却工事費の1㎡当たりの単価を延べ面積に乘じて得た額とを比較して少ない額に8／10を乗じて得た額	住宅建築課	拡充	空き家対策の補助事業は、物件所有者等に対する補助が多く対象に偏りはあるが、管理不全物件の未然防止策としての効果は高く有効と判断しているため、ニーズに応じた拡大検討の必要があると考える。			
211	空き家活用事業補助	0	2,250,000	200,000	空き家の活用を促進するため、空き家の所有者又は購入者等に対して空き家バンク活用事業に係る費用の全部又は一部を補助します。活用事業には、家財処分事業と成約事業があり、家財処分事業が上限10万円、成約事業が上限5万円として補助します。	甲賀市空き家バンク活用事業補助金交付要綱	6,500,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業		・家財処分事業は空き家に残存する家財の分別、整理、処分に係る経費の1／3に相当する額または10万円いずれか低い額 ・成約事業は空き家バンク物件成約にあたり住宅業者に支払った報酬の額または5万円のいずれか低い額	住宅建築課	拡充	空き家対策の補助事業は、物件所有者等に対する補助が多く対象に偏りはあるが、管理不全物件の未然防止策としての効果は高く有効と判断しているため、ニーズに応じた拡大検討の必要があると考える。			
212	甲賀市居住環境改善事業補助金	2,774,868	2,698,500	2,698,500	甲賀市における居住環境改善事業(私道等の改良および舗装、下排水路の整備、急傾斜地崩壊防止施設)を行うものに対し、その事業に要した経費について予算の範囲内で補助金を交付する。	甲賀市居住環境改善事業補助金交付要綱	3,868,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	a)ハード事業		当該事業に要した経費の50%最低限度額は5万円、ただし急傾斜地崩壊防止施設の補助金の額は200万円以内とする。	建設管理課	拡充	地域の問題は地域で対応するための補助金のため今後も拡充の予定			

(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	資料 2	
番号	補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市の負担率 が決まっている補助金	補助(負担)金額(円)		令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	最適化の方向性	方向性の判断 理由		
								① 事業費補助金	ア)義務的 事業補助金	a)ハード事業	A)奨励団体 (市設立)			廃止			
		② 運営費補助金	イ)市独補助金					b)ソフト事業	B)その他の 団体	縮小・改善・ 統合							
		③ 元利補給補助金						c)混合補助		継続							
		④ その他補助金						※(8)で①を選 択の場合のみ 記入	※(8)で①以外 を選択の場合 のみ記入	拡充							
213	甲賀市河川防災活動事業補助金	236,775	400,000	400,000	甲賀市における河川災害を未然に防止し、市民の安全と安心に資する目的で河川防災活動行うものに対し、その事業に要した経費について予算の範囲内で補助金を交付する。	甲賀市河川防災活動事業補助金交付要綱	400,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	a)ハード事業		補助金の額は第2条第1項に掲げた事業の総経費から、甲賀市河川愛護活動事業補助金の交付決定額を除いた額とする。	建設管理課	継続	地域の問題は地域で対応するための補助金のため今後も継続する。		
214	甲賀市住宅・建築物土砂災害対策改修促進事業費補助金	-	0	0	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内の建築物の土砂災害防止対策の促進するため、当該建築物の土砂災害に対する安全対策に要する費用に対して予算の範囲内で甲賀市住宅・建築物土砂災害対策改修促進事業費補助金を交付する。	甲賀市住宅・建築物土砂災害対策改修促進事業費補助金交付要綱	772,000	① 事業費補助金	ア)義務的 事業補助金	a)ハード事業		補助金の額は、補助対象経費に23%を乗じて得た額で1棟あたり77万2千円を限度とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	建設管理課	継続	建築物を土砂災害等から防ぐために対策を講じるための補助金であるため今後も継続する。		
215	下水道事業排水設備設置資金利子補給(うち公共下水道)	0	0	0	(目的) 生活環境の向上と公共用水域の保全 (補助基準) 前年の1月から12月までに償還した利子額の3分の2以内の額	甲賀市下水道事業排水設備設置資金融資あっせん及び利子補給要綱	97,000	③ 元利補給補助金	イ)市独補助金			・前年の1月から12月までに償還した利子額の3分の2以内の額	下水道課	継続	・生活環境の向上と公共用水域の保全のため継続する		
216	生活保護世帯水洗便所改造等補助	0	0	0	(目的) 住民の生活環境の改善と福祉の向上 (補助基準) 補助対象工事の施工に要する費用に相当する額	甲賀市生活保護世帯水洗便所改造等補助金交付要綱	500,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	a)ハード事業		・補助対象工事の施工に要する費用に相当する額	下水道課	継続	・住民の生活環境の改善と福祉の向上のため継続する		
217	下水道事業排水設備設置資金利子補給(うち農業集落排水)	0	0	0	(目的) 生活環境の向上と公共用水域の保全 (補助基準) 前年の1月から12月までに償還した利子額の3分の2以内の額	甲賀市下水道事業排水設備設置資金融資あっせん及び利子補給要綱	0	③ 元利補給補助金	イ)市独補助金			・前年の1月から12月までに償還した利子額の3分の2以内の額	下水道課	継続	・生活環境の向上と公共用水域の保全のため継続する		
218	浄化槽設置整備事業補助金	10,001,000	8,915,000	8,915,000	(目的) 生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止、生活環境の保全 (補助基準) 5人槽 332,000円 6～7人槽 414,000円 8～10人槽 548,000円 11～20人槽 939,000円 21～30人槽 1,472,000円 31～50人槽 2,037,000円 51人槽～ 2,326,000円	甲賀市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	16,868,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	a)ハード事業		・補助基準額 5人槽 332,000円 6～7人槽 414,000円 8～10人槽 548,000円 11～20人槽 939,000円 21～30人槽 1,472,000円 31～50人槽 2,037,000円 51人槽～ 2,326,000円 ・予算の範囲内	下水道課	継続	・生活環境の向上と公共用水域の保全のため継続する		

(1)		(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	資料 2	
番号	補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市の負担率が決まっている補助金	補助(負担)金額(円)		令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	方向性の判断 理由				
								① 事業費補助金	ア)義務的事业補助金	a)ハード事業	A)奨励団体 (市設立)							
		② 運営費補助金	イ)市独補助金					b)ソフト事業	B)その他の 団体									
		③ 元利補給補助金						c)混合補助										
		④ その他補助金						※(8)で①を選択 した場合のみ 記入	※(8)で①以外 を選択の場合 のみ記入									
219	合併浄化槽設備修繕費補助金	1,326,000	1,299,000	1,299,000	(目的) 合併浄化槽の機能の維持、生活環境及び公衆衛生の継続的な保全(補助基準) 30万円を限度とし、修繕に要した額の2分の1に相当する額(1,000円未満の端数切捨て)修繕に要した額が3万円未満の場合は対象外	甲賀市合併浄化槽設備修繕費補助金交付要綱	2,175,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	a)ハード事業		・50人槽以下 10万円を限度とし、修繕に要した額の2分の1に相当する額 ・51人槽以上 30万円を限度とし、修繕に要した額の2分の1に相当する額 ・修繕に要した額が3万円未満の場合は対象外 ・予算の範囲内	下水道課	継続	・合併浄化槽の機能の維持、生活環境及び公衆衛生の継続的な保全のため継続する			
220	浄化槽設置面的整備事業補助金	3,360,000	3,640,000	3,640,000	(目的) 合併浄化槽区域における集落での合併浄化槽の設置整備により、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止、生活環境の保全(補助基準) 280,000円／基	甲賀市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	4,200,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	a)ハード事業		・補助基準額 5人槽～ 280,000円／基 ・予算の範囲内	下水道課	継続	・生活環境の向上と公共用水域の保全のため継続する			
221	下水道対象区域外浄化槽設置補助金	420,000	840,000	840,000	(目的) 合併浄化槽区域における住宅用及び公共用の浄化槽設置により、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止、生活環境の保全(補助基準) 140,000円／基	甲賀市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	1,400,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	a)ハード事業		・補助基準額 5人槽～ 140,000円／基 ・予算の範囲内	下水道課	継続	・生活環境の向上と公共用水域の保全のため継続する			
222	浄化槽維持管理事業補助金	9,160,000	10,500,000	10,500,000	(目的) 生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止(補助基準) 20,000円／基	甲賀市浄化槽維持管理事業補助金交付要綱	11,200,000	① 事業費補助金	ア)義務的事业補助金	a)ハード事業		・補助限度額20,000円／基	下水道課	継続	・合併浄化槽の機能の維持、生活環境及び公衆衛生の継続的な保全のため継続する			
223	宅内排水設備設置資金利子補給	0	0	0	(目的) 生活環境の向上と公共用水域の保全(補助基準) 前年の1月から12月までに償還した利子額の3分の2以内の額	甲賀市宅内排水設備設置資金融資あっせん及び利子補給要綱	22,000	③ 元利補給補助金	イ)市独補助金			・前年の1月から12月までに償還した利子額の3分の2以内の額	下水道課	継続	・生活環境の向上と公共用水域の保全のため継続する			
224	甲賀市中学生国際交流事業補助金	0	0	0	次代を担う甲賀市の中学生が外国の生徒と交流し、又外国の文化を体験することで豊かな国際感覚及び国際的視野を身につけ、多文化理解の地域づくりに貢献できるリーダーを育成するための事業に対して予算の範囲内で補助金を交付する。	甲賀市中学生国際交流事業補助金交付要綱	560,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業		【補助対象経費】 空港までの往復の旅費及び渡航に係る往復の旅費を合計した額 【区分・補助額】 ・米国ミシガン州 補助対象経費の1/3以内で2万円以内 ・韓国利川市 補助対象経費の1/3以内で1万円以内	学校教育課	継続	次代を担う甲賀市の中学生が外国の生徒と交流し、外国文化を体験することで豊かな国際感覚及び国際的視野を身につけ、多文化理解の地域づくりに貢献できるリーダーを育成するため。			

(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	資料 2	
番号	補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市の負担率 が決まっている補助金			令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	最適化の方向性	方向性の判断 理由		
		補助(負担)金額(円)						① 事業費補助金	ア) 義務的 事業補助金	a) ハード事業	A) 奨励団体 (市設立)			廃止			
		前年度	本年度					② 運営費補助金	イ) 市独補助金	b) ソフト事業	B) その他の 団体			縮小・改善・ 統合			
		令和2年度	令和3年度					③ 元利補給補助金		c) 混合補助				継続			
								④ その他補助金		※(8)で①を選 択の場合のみ 記入	※(8)で①以外 を選択の場合 のみ記入			拡充			
225	甲賀市外国語指導 助手住居費補助金	240,000	240,000	240,000	外国青年招致事業を円滑に推進 するため、甲賀市外国語指導助 手任用規則に基づき雇用した甲 賀市外国語指導助手の住居費に 対し、予算の範囲内において補 助金を交付する。	甲賀市外国語 指導助手住居 費補助金交付 要綱	80,000	① 事業費 補助金	イ) 市独補 助金	b) ソフト事 業		住居費を毎月2万円を超えて支払っている 者。 2万円を限度。	学校教育課	継続	立地条件を鑑み、外国青年招致事 業を円滑に推進するため。		
226	甲賀市特認校制度 に係る通学費補助 金	371,100	415,900	415,900	甲賀市特認校制度実施要綱第3条 に規定する特認校(甲南第三小学 校、朝宮小学校及び多羅尾小学校) に通学する児童の保護者に対し、通 学費の負担の軽減を図るため、甲賀 市特認校制度にかかる通学費補助 金を交付する。 (対象)通学距離片道4km以上の児 童の保護者	甲賀市特認校 制度に係る通 学費補助金交 付要綱	642,000	① 事業費 補助金	イ) 市独補 助金	b) ソフト事 業		自家用車を利用 【月額】 ・4～10km 3, 000円 ・10～20km 7, 700円 ・20～30km 12, 500円 ・30～40km 17, 300円 ・40km以上～ 21, 300円	学校教育課	継続	保護者の経済的負担を軽減するた め。		
227	甲賀市児童生徒通 学費補助金	5,607,720	5,459,310	5,459,310	甲賀市における児童生徒の通学費 に対し、その一部又は全額を援助す ることによって保護者に対する経済 的負担の軽減を図り、もって義務教 育における就学を容易にするととも に、適正で安全な通学方法を確保す ることを目的とする。 (対象) ・小学校 通学距離片道4km以上の児童の 保護者 ・中学校 通学距離片道6km以上の生徒の 保護者	甲賀市児童生 徒通学費補助 金交付要綱	6,632,000	① 事業費 補助金	イ) 市独補 助金	b) ソフト事 業		小学生 ・6箇月定期代金相当額をもとに算出した年 間通学費用の全額補助 中学生 ・6箇月定期代金相当額をもとに算出した年 間通学費用の1/3補助	学校教育課	継続	児童生徒の遠距離通学にかかる 負担軽減及び保護者に対する経 済的負担を軽減するため。		
228	甲賀市英語検定料 補助金	193,900	182,100	182,100	中学生が目標に挑戦する主体的 な学びの育成と意欲の向上、さら には英語力の向上を目的に英語 検定を受験する際の保護者負担 を軽減するため、予算の範囲内 において補助金を交付する。	甲賀市英語検 定料補助金交 付要綱	294,000	① 事業費 補助金	イ) 市独補 助金	b) ソフト事 業		英語検定を受験する際の検定料の全額 生徒1人当たり1年度につき1回	学校教育課	継続	英語力の向上を目的に、第3期甲 賀市教育振興基本計画の主要事 業の事業目標・行動計画に掲げ、 英語検定を受験する際の保護者 負担を軽減するため。		
229	甲賀市立小中学校 修学旅行中止等に 伴うキャンセル料 等補助金	4,468,010	0	0	新型コロナウイルス等の感染拡 大を防止するため、甲賀市立小 中学校において修学旅行を中止 又は変更した場合におけるキャン セル料等に対し、保護者の経済 的負担を軽減するため、予算 の範囲内において補助金を交付 する。	甲賀市立小中 学校修学旅行 中止等に伴う キャンセル料等 補助金交付要 綱	0	① 事業費 補助金	イ) 市独補 助金	b) ソフト事 業		【補助対象経費】 ・キャンセル料 ・企画変更料 ・その他市長が必要と認める経費 補助対象経費の全額	学校教育課	継続	学校長がキャンセル料等がからない よう、計画的に判断を行っている が、新型コロナウイルスによる影響 が収束していない為、不測の事態 に備え、要綱のみ継続する。		
230	甲賀市公立学校生 徒出場費補助金	3,434,550	11,654,585	11,654,585	甲賀市立中学校における創造的 で活力のある学校教育活動の推 進に資するため、学校長が体育 及び文化に係る各種大会へ生徒 を出場させる場合において、市の 予算の範囲内において補助金を 交付する。	甲賀市公立学 校生徒出場費 補助金交付要 綱	12,000,000	④ その他 補助金	イ) 市独補 助金		B) その他 の団体	・交通費 出場に要した交通費。 近畿大会及び全国大会は要した額の2/3以内 ・宿泊費 1泊 8, 000円を限度 ・参加料 実支出額 ・その他経費 大会出場に必要な経費で、特に市長が必要と認 めた額	学校教育課	継続	創造的で活力のある学校教育活 動の推進に資するため、体育及び 文化に係る各種大会へ生徒を出 場させる場合の、保護者負担を軽 減するため。		
									40								

(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	資料 2	
番号	補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市の負担率 が決まっている補助金	補助(負担)金額(円)		令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	最適化の方向性	方向性の判断 理由		
								① 事業費補助金	ア)義務的事業補助金	a)ハード事業	A)奨励団体 (市設立)			廃止			
								② 運営費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業	B)その他の 団体			縮小・改善・ 統合			
		③ 元利補給補助金						c)混合補助		継続							
		④ その他補助金						※(8)で①を選 択の場合のみ 記入	※(8)で①以外 を選択の場合 のみ記入	拡充							
231	甲賀市PTA連絡協 議会活動補助金 甲賀市PTA連絡 協議会 会長 山田昭	220,000	220,000	220,000	甲賀市PTA連絡協議会の活動を 支援するため。 予算の範囲内で市長が定める額	甲賀市補助金 等交付規則 甲賀市社会教 育振興事業補 助金交付要綱	220,000	① 事業費 補助金	イ)市独補 助金	b)ソフト事 業		予算の範囲内で市長が定める額	社会教育ス ポーツ課	継続	青少年活動を育成・推進するた めの組織運営や事業等を開催す るにあたり必要な補助金である ため。		
232	甲賀市青少年育成 市民会議活動補助 金 甲賀市青少年育 成市民会議 会長 前田 武広	2,200,000	2,200,000	1,980,000	青少年の健全育成活動を支援す るため。 予算の範囲内で市長が定める額	甲賀市補助金 等交付規則 甲賀市社会教 育振興事業補 助金交付要綱	2,200,000	① 事業費 補助金	イ)市独補 助金	b)ソフト事 業		予算の範囲内で市長が定める額	社会教育ス ポーツ課	継続	青少年活動を育成・推進するた めの組織運営や事業等を開催す るにあたり必要な補助金である ため。		
233	ガールスカウト活 動補助金 甲賀地区ガール スカウト 代表 佐々木美 耶子	40,000	40,000	40,000	各年齢層に適応した社会奉仕活 動を支援するため。 予算の範囲内で市長が定める額	甲賀市補助金 等交付規則 甲賀市社会教 育振興事業補 助金交付要綱	40,000	② 運営費 補助金	イ)市独補 助金		B)その他 の団体	予算の範囲内で市長が定める額	社会教育ス ポーツ課	継続	甲賀市からの補助金は少額であ るものの、ガールスカウトの組織 を運営・維持していくためには必 要不可欠な補助金である。補助金 の使途は、活動費となっているた め、今後も継続して補助金を支出 し、ガールスカウトの活動を支援 していきたい。		
234	甲賀市少年補導委 員会活動事業補助 金 甲賀市少年補導 委員会 会長 林善彦	300,000	300,000	300,000	少年の非行防止、補導活動を支 援するため。 予算の範囲内で市長が定める額	甲賀市補助金 等交付規則 甲賀市社会教 育振興事業補 助金交付要綱	300,000	② 運営費 補助金	イ)市独補 助金		A)奨励団 体(市設 立)	予算の範囲内で市長が定める額	社会教育ス ポーツ課	継続	青少年活動を育成・推進するた めの組織運営や事業等を開催す るにあたり必要な補助金である ため。		
235	信楽地区学区公民 館運営活動補助金 (柞原区)	270,000	270,000	270,000	学区公民館の適正な運営を図る ため、学区公民館を管理運営す るものに交付する。	信楽地区学区 公民館運営活 動補助金交付 要綱	270,000	② 運営費 補助金	イ)市独補 助金		B)その他 の団体	予算の範囲内で市長が定める額	社会教育ス ポーツ課	廃止	公民館のコミセン化の時期に廃 止で検討中		
236	信楽地区学区公民 館運営活動補助金 (牧区)	270,000	270,000	270,000	学区公民館の適正な運営を図る ため、学区公民館を管理運営す るものに交付する。	信楽地区学区 公民館運営活 動補助金交付 要綱	270,000	② 運営費 補助金	イ)市独補 助金		B)その他 の団体	予算の範囲内で市長が定める額	社会教育ス ポーツ課	廃止	公民館のコミセン化の時期に廃 止で検討中		

資料 2																
番号	(1) 補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市の負担率 が決まっ ている補助金	(2)		(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
		補助(負担)金額(円)		令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	最適化の方向性	方向性の判断 理由	
								① 事業費補助金	ア)義務的事業補助金	a)ハード事業	A)奨励団体 (市設立)			廃止		
								② 運営費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業	B)その他の 団体			縮小・改善・ 統合		
								③ 元利補給補助金		c)混合補助				継続		
		令和2年度	令和3年度				④ その他補助金		※(8)で①を選 択の場合のみ 記入	※(8)で①以外 を選択の場合 のみ記入			拡充			
237	甲南公民館第二学区分館運営活動補助金	270,000	270,000	270,000	学区公民館の適正な運営を図るため、学区公民館を管理運営するものに交付する。	甲南公民館第二分館運営活動費補助金交付要綱	270,000	② 運営費補助金	イ)市独補助金		B)その他の団体	予算の範囲内で市長が定める額	社会教育スポーツ課	廃止	公民館のコミセン化の時期に廃止で検討中	
238	甲南公民館第三学区分館運営活動補助金	270,000	270,000	270,000	学区公民館の適正な運営を図るため、学区公民館を管理運営するものに交付する。	甲南公民館第三分館運営活動費補助金交付要綱	270,000	② 運営費補助金	イ)市独補助金		B)その他の団体	予算の範囲内で市長が定める額	社会教育スポーツ課	廃止	公民館のコミセン化の時期に廃止で検討中	
239	鈴鹿馬子唄全国大会開催負担金 (公財)あいの土山文化体育振興会理事長 西村文一	0	0	0	新型コロナウイルス感染症のため事業中止	甲賀市補助金等交付規則	100,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業		・市長が別に定める額	社会教育スポーツ課	継続	本市の特色ある伝統芸能伝承に必要とする事業	
240	あいの土山文化体育振興会運営補助 (公財)あいの土山文化体育振興会理事長 西村文一	2,198,000	5,548,000	4,994,000	財団法人管理運営事業及び公益文化芸術振興事業に要する経費	甲賀市補助金等交付規則、甲賀市文化スポーツ財団法人運営補助金交付要綱	5,548,000	② 運営費補助金	イ)市独補助金		A)奨励団体(市設立)	管理運営事業10/10以内、振興事業2/3以内	社会教育スポーツ課	継続	地域での文化振興を担っている市出資団体であり、経営安定のために市の補助が必要な状態にあるため。	
241	甲賀忍玉太鼓団活動補助 甲賀忍玉太鼓団会長 廣庭隆行	70,000	70,000	70,000	文化振興団体の活動を支援するため、予算の範囲内で市長が定める額	甲賀市補助金等交付規則、甲賀市社会教育振興事業補助金交付要綱	70,000	② 運営費補助金	イ)市独補助金		B)その他の団体	・市長が別に定める額	社会教育スポーツ課	継続	和太鼓という大きい楽器を取り扱っていることから、演奏に伴う移動経費、維持費がかかるため。	
242	小佐治すいりょう太鼓活動補助 小佐治すいりょう太鼓会長 橋本恒典	0	30,000	0	文化振興団体の活動を支援するため、予算の範囲内で市長が定める額	甲賀市補助金等交付規則、甲賀市社会教育振興事業補助金交付要綱	30,000	② 運営費補助金	イ)市独補助金		B)その他の団体	・市長が別に定める額	社会教育スポーツ課	継続	和太鼓という大きい楽器を取り扱っていることから、演奏に伴う移動経費、維持費がかかるため。	

(1)		(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	資料 2	
番号	補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市の負担率 が決まっている補助金	補助(負担)金額(円)		令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	最適化の方向性	方向性の判断 理由			
								① 事業費補助金	ア) 義務的事業補助金	a) ハード事業	A) 奨励団体 (市設立)			廃止				
								② 運営費補助金	イ) 市独補助金	b) ソフト事業	B) その他の 団体			縮小・改善・ 統合				
								③ 元利補給補助金		c) 混合補助				継続				
		④ その他補助金		※(8)で①を選 択の場合のみ 記入	※(8)で①以外 を選択の場合 のみ記入	拡充												
243	紫香楽太鼓「炎」活動補助 紫香楽太鼓「炎」代表 宇田篤史	100,000	100,000	100,000	文化振興団体の活動を支援する ため、予算の範囲内で市長が定 める額	甲賀市補助金 等交付規則、 甲賀市社会教 育振興事業補 助金交付要綱	100,000	② 運営費 補助金	イ) 市独補 助金		B) 其他 の団体	・市長が別に定める額	社会教育ス ポーツ課	継続	和太鼓という大きい楽器を取り扱っ ていることから、演奏に伴う移動経 費、維持費がかかるため。			
244	甲賀市文化協会連 合会活動補助 甲賀市文化協会連 合会会長 宇田康雄	232,249	2,300,000	1,978,000	文化振興団体の活動を支援する ため、予算の範囲内で市長が定 める額	甲賀市補助金 等交付規則、 甲賀市社会教 育振興事業補 助金交付要綱	2,300,000	② 運営費 補助金	イ) 市独補 助金		A) 奨励団 体(市設 立)	・市長が別に定める額	社会教育ス ポーツ課	継続	市の文化芸術の振興を担っている 団体であり、公益的な活動を継続 して実施するためには市の補助が 必要であるため。			
245	あいの土山斎王群 行開催補助 あいの土山斎王群 行実行委員会会長 河合芳明	700,000	100,000	100,000	文化振興団体の活動を支援する ため、予算の範囲内で市長が定 める額	甲賀市補助金 等交付規則、 甲賀市社会教 育振興事業補 助金交付要綱	1,000,000	① 事業費 補助金	イ) 市独補 助金	b) ソフト事 業		・市長が別に定める額	社会教育ス ポーツ課	縮小・改 善・統合	令和3年度で従来の群行事業は終 了された。今後は、国史跡垂水斎 王頓宮跡の発信と地域おこしのた めの方策を実行委員会が中心とな り検討されていく。			
246	和太鼓サウンド開 催補助 和太鼓サウンド夢 の森実行委員会実 行委員長 廣庭隆 行	0	0	0	新型コロナウイルス感染症のため事業中止	甲賀市補助金 等交付規則、 甲賀市社会教 育振興事業補 助金交付要綱	2,500,000	① 事業費 補助金	イ) 市独補 助金	b) ソフト事 業		・市長が別に定める額	社会教育ス ポーツ課	継続	市の文化芸術の振興を担っている 事業であり、事業を継続して実施 するためには市の補助が必要であ るため。			
247	甲南太鼓保存会活 動補助	0	0	0	文化振興団体の活動を支援する ため、予算の範囲内で市長が定 める額	甲賀市補助金 等交付規則、 甲賀市社会教 育振興事業補 助金交付要綱	0	② 運営費 補助金	イ) 市独補 助金		B) 其他 の団体	・市長が別に定める額	社会教育ス ポーツ課	廃止	自立されたため			
248	甲賀市少年少女合 唱団活動補助	0	0	0	異年齢の青少年が音楽を通し て、交流と地域文化の振興を推 進する活動に補助する。予算の 範囲内で市長が定める額。	甲賀市補助金 等交付規則、 甲賀市社会教 育振興事業補 助金交付要綱	0	② 運営費 補助金	イ) 市独補 助金		B) 其他 の団体	・市長が別に定める額	社会教育ス ポーツ課	廃止	近年の事業内容も不明で、補助実 績もなしである。			

(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	資料 2
番号	補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市の負担率 が決まっている補助金	補助(負担)金額(円)		令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	最適化の方向性	方向性の判断 理由	
								① 事業費補助金	ア)義務的事業補助金	a)ハード事業	A)奨励団体 (市設立)			廃止		
		② 運営費補助金	イ)市独補助金					b)ソフト事業	B)その他の 団体	縮小・改善・ 統合						
		③ 元利補給補助金						c)混合補助		継続						
		④ その他補助金						※(8)で①を選 択の場合のみ 記入	※(8)で①以外 を選択の場合 のみ記入	拡充						
249	こうかファミリーコンサート開催補助	0	0	0	甲賀市の文化振興を図ることを 目的として、甲賀市少年少女合 唱団が主体となるコンサートに対 して補助する。	甲賀市補助金 等交付規則、 甲賀市社会教 育振興事業補 助金交付要綱	0	① 事業費 補助金	イ)市独補 助金	b)ソフト事 業		・定額。ただし、補助対象経費の2分の1以内 とする。	社会教育ス ポーツ課	廃止	近年は開催されておらず事業内容 も不明で、補助実績もなしである。	
250	文化公演会開催補助	0	0	0	甲賀市において文化協会が開催 する文化公演会の開催に補助す る。予算の 範囲内で市長が定める額。	甲賀市補助金 等交付規則、 甲賀市社会教 育振興事業補 助金交付要綱	0	① 事業費 補助金	イ)市独補 助金	b)ソフト事 業		・市長が別に定める額	社会教育ス ポーツ課	廃止	近年は開催されておらず補助実績 もなしである。	
251	甲賀映画祭開催補助	0	0	0	甲賀市において開催される市民 による映画祭開催に補助する。予算の範 囲内で市長が定める額。	甲賀市補助金 等交付規則、 甲賀市社会教 育振興事業補 助金交付要綱	0	① 事業費 補助金	イ)市独補 助金	b)ソフト事 業		・市長が別に定める額	社会教育ス ポーツ課	廃止	近年は開催されておらず、補助実 績もなしである。	
252	甲賀創健文化振興 事業団運営補助 (公財)甲賀創健文 化振興事業団理事 長 西田貞夫	9,960,000	9,960,000	9,960,000	文化芸術及びスポーツの振興を 目的とした市が出資又は出捐す る公益財団法人の円滑な運営の 確保及び事業の活性化を図るた め、その運営及び事業を支援す るため 予算の範囲内で市長が定める額	甲賀市補助金 等交付規則、 甲賀市文化ス ポーツ財団法 人運営補助金 交付要綱	9,960,000	② 運営費 補助金	イ)市独補 助金		A)奨励団 体(市設 立)	管理運営事業10/10以内、振興事業2/3以内	社会教育ス ポーツ課	縮小・改 善・統合	地域でのスポーツ振興を担ってい る市出資団体であり、経営安定の ために市の補助が必要な状態に あるため。	
253	甲賀市スポーツ協 会事業補助 (一社)甲賀市ス ポーツ協会会長 治武俊明	11,214,000	11,214,000	11,214,000	甲賀市の体育、スポーツの振興 を図るスポーツ協会活動を支援 するため 予算の範囲内で市長が定める額	甲賀市補助金 等交付規則、 甲賀市社会教 育振興事業補 助金交付要綱	11,214,000	② 運営費 補助金	イ)市独補 助金		A)奨励団 体(市設 立)	・市長が別に定める額	社会教育ス ポーツ課	縮小・改 善・統合	市のスポーツ振興を担っている団 体であり、公益的な活動を継続し て実施するためには市の補助が必 要であるため。	
254	甲賀市スポーツ少 年団活動補助 甲賀市スポーツ少 年団本部長 福井尚子	4,800,000	6,250,000	6,150,000	少年のスポーツの振興と体力の 増進、青少年の健全育成を図る ためのスポーツ少年団活動を支 援するため 予算の範囲内で市長が定める額	甲賀市補助金 等交付規則、 甲賀市社会教 育振興事業補 助金交付要綱	4,500,000	② 運営費 補助金	イ)市独補 助金		A)奨励団 体(市設 立)	・市長が別に定める額	社会教育ス ポーツ課	縮小・改 善・統合	市のスポーツ振興を担っている団 体であり、公益的な活動を継続し て実施するためには市の補助が必 要であるため。	

(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	資料 2	
番号	補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市の負担率 が決まっている補助金	補助(負担)金額(円)		令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	最適化の方向性	方向性の判断 理由		
								① 事業費補助金	ア)義務的事業補助金	a)ハード事業	A)奨励団体 (市設立)			廃止			
		前年度	本年度					② 運営費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業	B)その他の 団体			縮小・改善・ 統合			
		令和2年度	令和3年度					③ 元利補給補助金		c)混合補助				継続			
								④ その他補助金		※(8)で①を選 択の場合のみ 記入	※(8)で①以外 を選択の場合 のみ記入			拡充			
255	甲賀市レクリエーション協会活動補助 甲賀市レクリエーション協会	0	0	0	市内でレクリエーションの普及、啓発を行う協会の活動を支援するため 予算の範囲内で市長が定める額	甲賀市補助金等交付規則、 甲賀市社会教育振興事業補助金交付要綱	0	② 運営費補助金	イ)市独補助金		A)奨励団体(市設立)	・予算の範囲内で市長が定める額	社会教育スポーツ課	縮小・改善・統合	甲賀市レクリエーション協会は土山町を中心に活動されており、近年の補助実績なしである。国レベルの協会があるため、奨励団体にあたるとされる。		
256	水口サマーサッカー研修大会開催補助金 鹿深サッカー協会 会長 伴野敬一	0	0	0	サッカーを通して青少年の心身の健全育成と技術の広報を図るとともに、甲賀市を全国に発信する事業の開催を支援するため 予算の範囲内で市長が定める額 R3は新型コロナウイルス感染症のため事業中止	甲賀市補助金等交付規則、 甲賀市社会教育振興事業補助金交付要綱	500,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業		・市長が別に定める額	社会教育スポーツ課	継続	スポーツ振興事業を継続して実施するためには市の補助が必要であるため。		
257	水口サッカーフェスティバル開催補助金 鹿深サッカー協会 会長 伴野敬一	0	0	0	市民のサッカーに対する機運を高め、相互の親睦交流を図り、市の活性化につながる事業を支援するため 予算の範囲内で市長が定める額 R3は新型コロナウイルス感染症のため事業中止	甲賀市補助金等交付規則、 甲賀市社会教育振興事業補助金交付要綱	150,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業		・市長が別に定める額	社会教育スポーツ課	継続	スポーツ振興事業を継続して実施するためには市の補助が必要であるため。		
258	ふれあいカーニバル開催補助	0	0	0	スポーツを通じてノーマライゼーションの推進を図る事業の開催を支援するため 予算の範囲内で市長が定める額	甲賀市補助金等交付規則、 甲賀市社会教育振興事業補助金交付要綱	0	① 事業費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業		・市長が別に定める額	社会教育スポーツ課	廃止	近年は開催されておらず事業内容も不明で、補助実績もなしである。		
259	水口三世代交流ゲートボール大会開催補助	0	0	0	スポーツを通じて三世代が交流するゲートボール大会の開催を支援するため 予算の範囲内で市長が定める額	甲賀市補助金等交付規則、 甲賀市社会教育振興事業補助金交付要綱	0	① 事業費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業		・市長が別に定める額	社会教育スポーツ課	廃止	近年は開催されておらず事業内容も不明で、補助実績もなしである。		
260	キックソフトボール大会開催補助	0	0	0	キックソフトボールの普及を目的に開催される事業の開催を支援するため 予算の範囲内で市長が定める額	甲賀市補助金等交付規則、 甲賀市社会教育振興事業補助金交付要綱	0	① 事業費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業		・市長が別に定める額	社会教育スポーツ課	廃止	近年は開催されておらず事業内容も不明で、補助実績もなしである。		

(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	資料 2	
番号	補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市の負担率 が決まっている補助金	補助(負担)金額(円)		令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	最適化の方向性	方向性の判断 理由		
								① 事業費補助金	ア)職務的事業補助金	a)ハード事業	A)奨励団体 (市設立)			廃止			
		② 運営費補助金	イ)市独補助金					b)ソフト事業	B)その他の 団体	縮小・改善・ 統合							
		③ 元利補給補助金						c)混合補助		継続							
		④ その他補助金						※(8)で①を選 択の場合のみ 記入	※(8)で①以外 を選択の場合 のみ記入	拡充							
261	あいの土山マラソン開催補助	0	0	0	市内の公認コースで行われるマラソン大会の開催を支援するため 予算の範囲内で市長が定める額	甲賀市補助金等交付規則、 甲賀市社会教育振興事業補助金交付要綱	0	① 事業費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業		・市長が別に定める額	社会教育スポーツ課	廃止	当該事業は市主催であるため、近年は負担金として支出している。		
262	くすりのまち甲賀10時間耐久リレーマラソン大会開催補助 (公財)甲賀創健文化振興事業団理事長 西田貞夫	100,000	76,000	76,000	健康増進を目的としたリレーマラソンの開催を支援するため 予算の範囲内で市長が定める額 R3は新型コロナウイルス感染症のため事業中止	甲賀市補助金等交付規則、 甲賀市社会教育振興事業補助金交付要綱	500,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業		・市長が別に定める額	社会教育スポーツ課	継続	スポーツ振興事業を継続して実施するためには市の補助が必要であるため。		
263	甲南忍者の里ゲートボール大会開催補助	0	0	0	市内で開催されるゲートボール大会の開催を支援するため 予算の範囲内で市長が定める額	甲賀市補助金等交付規則、 甲賀市社会教育振興事業補助金交付要綱	0	① 事業費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業		・市長が別に定める額	社会教育スポーツ課	廃止	現在も開催されている。経緯不明であるが、近年は補助実績なしである。旧町が団体に依頼して開催開始したと聞いている。		
264	こうかチャレンジデー実施補助	0	0	0	全国で開催されるチャレンジデーに参加し、市民スポーツを振興する事業を支援するため 予算の範囲内で市長が定める額	甲賀市補助金等交付規則、 甲賀市社会教育振興事業補助金交付要綱	0	① 事業費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業		・市長が別に定める額	社会教育スポーツ課	廃止	近年は開催されておらず事業内容も不明で、補助実績もなしである。		
265	スポーツ少年団全国大会出場補助	0	0	0	スポーツ少年団が公的な地方大会を経て、地域の代表として全国大会に出場するための交通費、宿泊費の一部を補助するため 予算の範囲内で市長が定める額	甲賀市補助金等交付規則、 甲賀市社会教育振興事業補助金交付要綱	0	① 事業費補助金	イ)市独補助金	b)ソフト事業		・市長が別に定める額	社会教育スポーツ課	縮小・改善・統合	近年は教育長交際費による激励品贈呈が通例であり、補助実績なしである。激励金制度を望む声が多いことから、新制度に統合する予定である。		
266	甲賀市体育指導委員協議会活動補助	0	0	0	市民のスポーツ振興のため、住民に対し、スポーツの実技指導、その他スポーツに関する指導・助言を行うおkとを目的として設置されている甲賀市体育指導委員協議会の活動を支援するため 予算の範囲内で市長が定める額	甲賀市補助金等交付規則、 甲賀市社会教育振興事業補助金交付要綱	0	② 運営費補助金	イ)市独補助金		A)奨励団体(市設立)	・市長が別に定める額	社会教育スポーツ課	廃止	スポーツ推進委員会として活動いただいているが、補助実績なしである。		

(1)		(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	資料 2	
番号	補助事業名 支払先団体名等 以下除く ・負担金 ・国等の要綱等で市の負担率 が決まっている補助金	補助(負担)金額(円)		令和3年度 支出済額 (円)	補助目的・算出基準・補助基準等	根拠要綱等	令和4年度 予算額 (円)	分類区分①	分類区分②	性質分類①	性質分類②	要綱上 補助金の額 補助率等	所管課	方向性の判断 理由				
								① 事業費補助金	ア)職務的事業補助金	a)ハード事業	A)奨励団体 (市設立)							
		② 運営費補助金	イ)市独補助金					b)ソフト事業	B)その他の 団体									
		③ 元利補給補助金						c)混合補助										
		④ その他補助金						※(8)で①を選 択の場合のみ 記入	※(8)で①以外 を選択の場合 のみ記入									
267	総合型地域スポーツクラブ活動支援補助 甲賀市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会会長 大原克彦	1,200,000	1,200,000	1,150,000	総合型地域スポーツクラブ行う各種事業を支援するため 予算の範囲内で市長が定める額	甲賀市補助金等交付規則、 甲賀市社会教育振興事業補助金交付要綱	2,300,000	② 運営費補助金	イ)市独補助金		A)奨励団体(市設立)	・予算の範囲内で市長が定める額	社会教育スポーツ課	縮小・改善・統合	市のスポーツ振興を担っている団体であり、公益的な活動を継続して実施するためには市の補助が必要であるため。			
268	甲賀市文化財保存事業補助金 民俗文化財伝承補助	798,000	841,000	841,000	指定(選択)無形民俗文化財の保存・活用を図るために必要な事業	甲賀市文化財保存事業補助金交付要綱	2,378,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	α)混合補助		補助対象経費より国及び県の補助金を差し引いた額以内で市長が別に定める額。ただし年額350万円を限度とする。	歴史文化財課	縮小・改善・統合	行事の開催や伝承活動の実態に合った額や補助率などの検討が必要である。			
269	甲賀市文化財保存事業補助金 管理事業補助	343,000	1,490,000	1,490,000	指定文化財の管理(防災・防犯・小修理)のために必要な経費	甲賀市文化財保存事業補助金交付要綱	568,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	α)混合補助		補助対象経費より国及び県の補助金を差し引いた額の1/2以内、ただし年額100万円を限度とする。	歴史文化財課	継続	指定文化財の管理に必要であるため。			
270	甲賀市文化財保存事業補助金 史跡天然記念物保存事業補助	200,000	200,000	200,000	指定史跡名勝天然記念物の保存・活用をはかるために必要な経費	甲賀市文化財保存事業補助金交付要綱	200,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	α)混合補助		補助対象経費より国及び県の補助金を差し引いた額以内で市長が別に定める額。ただし年額250万円を限度とする。	歴史文化財課	縮小・改善・統合	事業内容に合った補助額などの検討が必要である。			
271	甲賀市文化財保存事業補助金 指定文化財保存修理事業補助	1,678,000	2,025,000	2,025,000	指定有形文化財の保存・活用を図るために必要な経費	甲賀市文化財保存事業補助金交付要綱	2,871,000	① 事業費補助金	イ)市独補助金	α)混合補助		補助対象経費より国及び県の補助金を差し引いた額の1/2以内、ただし保存修理については年額1000万円を限度とし、活用については、100万円を限度とする。	歴史文化財課	継続	指定文化財の保存活用に必要であるため。			
272	甲賀市社会教育振興事業補助金 郷土史会等補助	176,000	153,000	153,000	甲賀市の郷土史探求を目的に各種の研究会等事業と他団体との連携を深め文化振興に寄与する団体の育成を図るために補助する	甲賀市社会教育振興事業補助金交付要綱	176,000	② 運営費補助金	イ)市独補助金		B)その他の団体	市長が別に定める額	歴史文化財課	縮小・改善・統合	補助額にばらつきがあるため、補助額などの検討が必要である。			